

周防大島町告示第88号

平成19年第4回周防大島町議会定例会を次のとおり招集する

平成19年12月3日

周防大島町長 中本 富夫

1 期 日 平成19年12月10日

2 場 所 大島庁舎議場

開会日に応招した議員

安本 貞敏君	伊東 梅芳君
土手 正喜君	平野 和生君
荒川 政義君	浜戸 信充君
杉山 藤雄君	神岡 光人君
田村 三郎君	伊藤 秀行君
平村 真成君	魚谷 洋一君
松井 岑雄君	広田 清晴君
魚原 満晴君	富田 安英君
木村 潔君	中本 博明君
平川 敏郎君	田中隆太郎君
小田 貞利君	尾元 武君
久保 雅己君	新山 玄雄君

12月21日に応招した議員

応招しなかった議員

平成19年 第4回(定例)周防大島町議会会議録(第1日)

平成19年12月10日(月曜日)

議事日程(第1号)

平成19年12月10日 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告並びに議案説明
- 日程第5 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第6 同意第1号 周防大島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第7 議案第1号 平成19年度周防大島町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第8 議案第2号 平成19年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第9 議案第3号 平成19年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第4号 平成19年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議案第5号 平成19年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第12 議案第6号 平成19年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第13 議案第7号 平成19年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第8号 平成19年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算(第2号)
- 日程第15 議案第9号 政治倫理の確立のための周防大島町長の資産等の公開に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第10号 周防大島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第17 議案第11号 周防大島町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第18 議案第12号 周防大島町簡易水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第19 議案第13号 周防大島町公共下水道設置及び管理条例の一部改正について
- 日程第20 議案第14号 周防大島町農業集落排水処理施設設置及び管理条例の一部改正について
- 日程第21 議案第15号 周防大島町漁業集落排水処理施設設置及び管理条例の一部改正について
- 日程第22 議案第16号 周防大島町星野哲郎記念館の設置及び管理に関する条例の一部改正に

ついて

- 日程第23 議案第17号 分収造林契約の変更について
- 日程第24 議案第18号 公有水面埋立ての免許について
- 日程第25 議案第19号 周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設等の指定管理者の指定について
- 日程第26 議案第20号 美祢市、美東町及び秋芳町の廃置分合に伴う山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第27 議案第21号 山口県市町総合事務組合の財産処分について
- 日程第28 議案第22号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について
- 日程第29 議案第23号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第30 議案第24号 山口県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少等について
- 日程第31 議案第25号 訴訟の提起について
- 日程第32 議案第26号 平成19年度和田(小泊)漁港海岸保全施設整備工事第2工区の請負変更契約の締結について
- 日程第33 岩国基地関連対策特別委員会に付託中の「基地関連の調査・研究」の期限の延期の件について

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告並びに議案説明
- 日程第5 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第6 同意第1号 周防大島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第7 議案第1号 平成19年度周防大島町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第8 議案第2号 平成19年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第9 議案第3号 平成19年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第4号 平成19年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)

- 日程第11 議案第5号 平成19年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第12 議案第6号 平成19年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第13 議案第7号 平成19年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第8号 平成19年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算(第2号)
- 日程第15 議案第9号 政治倫理の確立のための周防大島町長の資産等の公開に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第10号 周防大島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第17 議案第11号 周防大島町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第18 議案第12号 周防大島町簡易水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第19 議案第13号 周防大島町公共下水道設置及び管理条例の一部改正について
- 日程第20 議案第14号 周防大島町農業集落排水処理施設設置及び管理条例の一部改正について
- 日程第21 議案第15号 周防大島町漁業集落排水処理施設設置及び管理条例の一部改正について
- 日程第22 議案第16号 周防大島町星野哲郎記念館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第23 議案第17号 分収造林契約の変更について
- 日程第24 議案第18号 公有水面埋立ての免許について
- 日程第25 議案第19号 周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設等の指定管理者の指定について
- 日程第26 議案第20号 美祢市、美東町及び秋芳町の廃置分合に伴う山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第27 議案第21号 山口県市町総合事務組合の財産処分について
- 日程第28 議案第22号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について
- 日程第29 議案第23号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第30 議案第24号 山口県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少等について
- 日程第31 議案第25号 訴訟の提起について
- 日程第32 議案第26号 平成19年度和田(小泊)漁港海岸保全施設整備工事第2工区の請負変更契約の締結について

日程第33 岩国基地関連対策特別委員会に付託中の「基地関連の調査・研究」の期限の延期の件について

出席議員（24名）

1番	安本 貞敏君	2番	伊東 梅芳君
3番	土手 正喜君	4番	平野 和生君
5番	荒川 政義君	6番	浜戸 信充君
7番	杉山 藤雄君	8番	神岡 光人君
9番	田村 三郎君	10番	伊藤 秀行君
12番	平村 真成君	13番	魚谷 洋一君
14番	松井 岑雄君	16番	広田 清晴君
17番	魚原 満晴君	18番	富田 安英君
19番	木村 潔君	20番	中本 博明君
21番	平川 敏郎君	22番	田中隆太郎君
23番	小田 貞利君	24番	尾元 武君
25番	久保 雅己君	26番	新山 玄雄君

欠席議員（なし）

欠 員（2名）

事務局出席職員職氏名

事務局長	坂本 薫君	議事課長	木元 真琴君
書記	河井 敏博君	書記	平田富久代君
書記	藤本万亀子君		

説明のため出席した者の職氏名

町長	中本 富夫君	副町長	椎木 巧君
会計管理者兼会計課長			北杉 憲昌君
教育長	平田 武君	公営企業管理者	川田 昌満君
総務部長	村田 雅典君	総務課長	吉田 芳春君
財政課長	奈良元正昭君	健康福祉部長	馬野 正文君

産業建設部長 .....	岡村 春雄君	環境生活部長 .....	村田 章文君
大島総合支所長 .....	山本 治君	東和総合支所長 .....	鍵本 一和君
橘総合支所長 .....	浜中 清孝君	教育次長 .....	布村 和男君
公営企業局総務部長 ...	河村 常和君	税務課長 .....	橋本 澄夫君
公営企業局財政課長 ...	村岡 宏章君		

午前 9 時 30 分開会

事務局長（坂本 薫君） 御起立願います。一同、礼。

議長（新山 玄雄君） おはようございます。本日は御出席いただきましてありがとうございます。

ただいまから平成 19 年第 4 回周防大島町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。

・

#### 日程第 1 . 会議録署名議員の指名

議長（新山 玄雄君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の署名議員は、会議規則第 120 条の規定により、12 番、平村真成議員、13 番、魚谷洋一議員を指名いたします。

・

#### 日程第 2 . 会期の決定

議長（新山 玄雄君） 日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。今期定例会の会期は、去る 12 月 3 日開催の議会運営委員会において協議の結果、お手元に配布してある会期日程のとおり、本日から 12 月 21 日までの 12 日間といたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、お手元に配布してある会期日程のとおり、本日から 12 月 21 日までの 12 日間とすることに決しました。

・

#### 日程第 3 . 諸般の報告

議長（新山 玄雄君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

本年、9 月議会以後の諸般について御報告いたします。

まず本議会に提出されました文書等については、地方自治法の規定に基づき、監査委員より例

月現金出納検査（9月・10月・11月実施分）及び定期監査（9月・10月・11月実施分）の結果の報告がありましたので、お手元にその写しを配布いたしております。

請願、陳情・要望等については、陳情・要望4件の提出がありました。

陳情・要望33号から36号として、皆様には既にお届けいたしており、議会運営委員会において御審議いただいた結果、33号を除く、34号から36号については、議員提案として最終日に皆様方に御議決をお願いする運びでありますので、慎重なる御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

次に、系統議長会関係では、11月9日、山口市において山口県町議会議長会定例会が開催され、平成20年度事業計画等についての協議がなされました。来年2月に正式に決定次第議員各位にお知らせいたしたいと存じます。

続きまして、11月29日、30日と全国の町村議会から1,700余名の議長が一同に会しての全国研修大会が東京「NHKホール」において開催され、出席をいたしました。

本大会では、画一的な制度を改め、地域の実情にあった基礎自治体の存在を可能とする地方自治制度の確立などを盛り込んだ特別決議を。さらに、地域間格差の是正を含め、地方交付税の復元・増額などの地方税財源の充実確保を求める特別決議を採択し、盛会裏に大会を終えました。

また、前日の29日には、第26回全国離島市町村振興大会と過疎地域自立促進連盟大会がそれぞれ相前後して行われ、出席をし、「個性豊かで活力ある島づくり、地方づくりの実現を目指し」関係市町村議会人として、決意を新たに誓い合ったところであります。

各決議文等については、お手元にその写しを配布いたしておりますので御高覧ください。

次に、柳井地区広域市町議会議長会の臨時総会が文章持ち回り決済により行われ、20年度の事業計画については、第9回目となります議員研修会を来年7月18日の実施予定を取り決め、研修の内容につきましては、当会事務局に一任いたしました。

続いて、町人会等関係では、10月6日の近畿久賀町人会へ伊藤秀行議員が、10月21日の東京東和町人会へは田中隆太郎議員が、11月10日の近畿大島会へは平村真成議員、尾元武議員が、そして、11月27日の東京大島郡人会へは、（荒川政義議員、伊藤秀行議員、土手正喜議員、神岡光人議員）の4名の議員が出席をされました。

それぞれの会におきまして、会員との情報交換を通して、さらなる親睦を深め合い、ふるさと大島のますますの発展を誓い、それぞれの語らいの中でふるさとに対する熱い思いをお聞きし、島を守る我々の責任の重大さを改めて肝に銘じられたとの御報告がありました。

関係議員の皆様大変御苦労さまでございました。

最後になりましたが、総務常任委員会、民生常任委員会より先に実施いたしました行政視察研修の報告書が提出されております。その写しをお手元に配布いたしておりますので、御高覧ください。

さい。

以上で諸般の報告を終わります。

#### 日程第４．行政報告並びに議案説明

議長（新山 玄雄君） 日程第４、行政報告並びに議案の説明に入ります。

町長より行政報告並びに議案の説明を求めます。中本町長。

町長（中本 富夫君） おはようございます。平成１９年第４回周防大島町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多忙の折早朝から御参集を賜り、まことにありがとうございます。

それでは、本日提案をしております議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

諮問第１号は、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてであります。平成２０年３月３１日をもって任期満了となります人権擁護委員の候補者の推薦について、議会の御意見を求めるものであります。

同意第１号は、周防大島町固定資産評価審査委員会委員の選任つき同意を求めることについてであります。本年１２月１５日をもって任期満了となります周防大島町固定資産評価審査委員会委員の選任について、議会の御同意をお願いするものでございます。

議案第１号は、平成１９年度周防大島町一般会計補正予算（第３号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ８億２，９８０万１，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ１５億４，０３２万８，０００円とするものであります。

議案第２号は、平成１９年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ６，５５６万８，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ３億７，９４５万１，０００円とするものであります。

議案第３号は、平成１９年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ６，６５万３，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ３億４，８３７万３，０００円とするものであります。

議案第４号は、平成１９年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ１，９４万２，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ１億５，１７万９，０００円とするものであります。

議案第５号は、平成１９年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第３号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ５万５，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ５億３，５９４万８，０００円とするものであります。

議案第６号は、平成１９年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第３号）につい



てであります。既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ288万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億4,075万3,000円とするものであります。

議案第7号は、平成19年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第2号)についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ82万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,854万9,000円とするものであります。

議案第8号は、平成19年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算(第2号)についてであります。今年度の業務予定量を補正するとともに、収益的収入は既決予定額から941万8,000円を減額した42億2,250万8,000円に、支出は1,184万円を減額した42億1,316万3,000円に、資本的収入は既定予定額から10億30万円を減額した4億5,660万円に、支出は9億9,178万7,000円を減額した14億4,859万8,000円とするものであります。

議案第9号は、政治倫理の確立のための周防大島町長の資産等の公開に関する条例の一部改正についてであります。このたび郵便貯金法が廃止され証券取引法が金融商品取引法に改正されたことに伴いまして、条文の改正等を行うものであり、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第10号は、周防大島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてであります。人事院勧告を受けて、職員の扶養手当の改正を行うとともに勤勉手当の支給割合を国に準拠して改正を行うものであり、条例等の一部を改正しようとするものであります。

議案第11号は、周防大島町国民健康保険税条例の一部改正についてであります。後期高齢者医療保険制度が創設、実施されることに伴う条文の追加を行い、条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案第12号は、周防大島町簡易水道事業給水条例の一部改正についてであります。料金算定の特例規定部分で、基本料金と超過料金の1立方メートルの単価が異なるため、これを改正するために条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案第13号は、周防大島町公共下水道設置及び管理条例の一部改正についてであります。周防大島町下水道使用料検討協議会において、慎重審議をいただき答申をいただいた下水道使用料については、特別会計でありながら一般会計から多額の繰り入れをしているということ及び独立採算制の原則から慎重に検討した結果、下水道事業特別会計の健全化に向けて、このたび使用料金等の改正をお願いするため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案第14号は、周防大島町農業集落排水処理施設設置及び管理条例の一部改正についてであります。議案第13号と同様に、農業集落排水事業特別会計の健全化に向けて、このたび使用料金等の改正をお願いするため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案第15号は、周防大島町漁業集落排水処理施設設置及び管理条例の一部改正についてであります。同じく議案第13号と同様に、漁業集落排水事業特別会計の健全化に向けて、このたび使用料金等の改正をお願いするため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第16号は、周防大島町星野哲朗記念館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。今年7月にオープンした星野哲朗記念館は、当初の予想を大幅に上回る入場者数を数えております。今後は旅客幹旋事業者との幹旋契約等を締結することにより、さらに観光交流人口の拡大が望まれるところであり、このたび施設の入館使用料の規定に、ただし書きの条文を加えて、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第17号は、分収造林契約の変更についてであります。大島地区において、財団法人やまぐち農林公社と分収造林契約を締結しておりますが、このたび契約期間の延長と面積の変更に伴い変更契約を締結することになり、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第18号は、公有水面埋立ての免許についてであります。周防大島町大字東三蒲字若宮地先の公有水面の埋立てを免許することにつき、山口県知事より諮問されたので、議会の議決を求めらるものでございます。

議案第19号は、周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設等の指定管理者の指定についてであります。本施設について、指定管理者を指定して運用を行うものであります。公募により選定した結果を踏まえ、現在管理をしている団体を指定管理者に指定するものであります。

議案第20号から議案第24号までは県内における市町合併に伴います一部事務組合の規約変更等に関するものでございます。

議案第20号は、美祢市、美東町及び秋芳町の廃置分合に伴う山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、議案第21号は、山口県市町総合事務組合の財産処分について、議案第22号は、山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について、議案第23号は、山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、議案第24号は、山口県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少等についての5議案であります。

議案第25号は、訴訟の提起についてであります。この案件につきましては、今年6月議会において所有権移転登記手続請求の訴えを提起するため、議決をいただいたところでありますが、このほど相手方が1人ではなく複数になることが判明いたしましたので、改めて議会の議決を求めらるものでございます。

議案第26号は、平成19年度和田(小泊)漁港海岸保全施設整備工事第2工区の請負変更契約の締結についてであります。この工事は、10月の臨時議会において議決をいただき工事を進めておりますが、先般の入札時の剰余金を充当して事業の促進を図ることとし、原契約を増額し、

工事請負変更契約を締結するため、議会の議決をお願いするものでございます。

以上が、本日提案をしている議案等でありますが、この際、報告を申し上げます。

まず、後期高齢者医療制度についてであります。高齢者の急速な伸展に伴い、医療費の一層の増大が見込まれる中、高齢者の方が将来にわたって安心をして医療が受けられるように、平成20年4月から後期高齢者医療制度が運用開始をされます。本制度の施行に当たっては、県内すべての市、町で構成する山口県後期高齢者医療広域連合を運営主体に準備が進められており、このたび当該広域連合において平成20年度及び21年度の2カ年にかかる保険料率を初め、医療給付、保険事業などの必要な事項が決定されたところでございます。

なお、1人当たりの平均保険料の年額は、低所得者にかかわる軽減措置後で7万5,796円、保険料率につきましては2年ごとに見直しが行われることになっております。

本町では、保険料の徴収、各種申請の受付、被保険者証の引き渡し等を行うこととなりますが、引き続きまして来年4月の制度施行に備えまして、山口県後期高齢者医療広域連合と協議、調整を重ねていくとともに、広報等によりまして、町民の皆様にも周知徹底を図るなど、本制度の円滑な導入に向けて努力をしておりますので、御理解と御協力のほどをよろしくお願いをいたします。

次に、学校給食センター民間委託業者の選考結果についてであります。平成20年度からの橘学校給食センター及び東和学校給食センターの調理業務等委託にかかる民間業者を募集をいたしましたところ、両学校給食センターとも3業者の申し込みがありました。委託業者を厳正かつ公平に選考するため、教育長を委員長とし、関係学校長、教育委員、栄養士等の構成による学校給食調理等民間委託業者選考委員会を設置をいたしまして、見積額、事業計画書の検討及び個別ヒヤリングを行い、慎重に審査をした結果、橘給食センターにつきましては有限会社むら喜、また東和給食センターにつきましては有限会社瀬戸内荘山本に決定をいたしましたので、御報告をいたします。

次に、周防大島町観光協会の法人化と新たな観光振興施策についてであります。本町におきましては、基本構想に掲げる元気のあるまちづくりを進めるため、町が有する多彩な観光資源を生かした観光の振興を図ることといたしておりますが、平成20年度において地域産業の活性化とあわせまして、町の行財政改革を考慮いたしました。新たな観光振興施策を計画をしております。

これは現在、任意団体として設置をされております周防大島町観光協会を法人化をしていただき、組織としての機能強化を図るとともに、現在産業建設部の商工観光課において所管をしております観光振興事業を一体的に移管しようとするものでございます。

具体的には、御大師道めぐり歩け歩け大会などのイベント事業、あるいはまた観光パンフレットの制作事業、ふるさと館及び久賀駅運営事業、五条の桜等の観光施設の臨時的な維持管理事業

を一体として観光協会に移管をし、補助金を支出するほか、観光協会運営補助金を拡充をし、従来の運営補助金に事務局体制強化を図るための経費及び自由な観光振興事業が行えるように、特別枠の事業費を新たに加算したいと考えております。

財源につきましては、これらの事業に従事していた町の職員の削減による人件費の一部を充当し、観光振興とあわせて、官から民への業務移管による行政サービスの効率化をねらいとするものでございます。

今後のスケジュールといたしましては、観光協会の法人化の設立準備を町とともに進めながら、平成20年度当初予算の議決をいただいた後に、設立総会におきまして法人化への移行を期間決定いたしましたして、平成20年4月から新たな事業事務局体制による事業推進を図ることといたしたいと考えております。

以上のような事業の枠組みにつきまして、観光協会と町の協議がまとまりましたので、御報告するとともに議員各位の御理解を賜りたいと存じます。

次に、このたび国際ソロプチミスト柳井から創立20周年記念事業の一環といたしまして、本町に対して自動体外式除細動器、俗に言うAEDといわれておりますが、この機器を5台寄贈していただくことになりました。救急医療に即応するこの機器の普及は、全国的に急速に進んでおります。本町におきましても、今年度事業といたしまして2台購入をいたしまして配置をしたところでありますが、今後も予算の許す限り配備をしていこうと考えていた矢先でありますので、その御厚意に甘えまして、ありがたくいただくことにいたしましたと考えております。

機器をいただいた後に、日程調整をいたしまして、職員に対して取り扱い講習会を行う予定としておりましたが、いただいた日から即応できる体制をとることが最良であると考えまして、先般周東総合病院で開催をされました心肺蘇生法講習会にAEDを配備をする予定の大島総合支所など5つの部署から受講希望者を10名を派遣をいたしまして、講習を受けてもらったところでございます。

このたびの御寄贈に対しまして、厚くお礼を申し上げますとともに、皆さん方に御報告するものでございます。

以上、概要につきまして説明をいたしましたが、詳しくは提案の都度、私なり関係参与が御説明を申し上げますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしく願いをいたしまして、終わります。

議長（新山 玄雄君） 以上で、行政報告並びに議案の説明を終わります。

#### 日程第5・諮問第1号

議長（新山 玄雄君） 日程第5、諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求める

ことについてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。中本町長。

町長（中本 富夫君） 本案は、諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求めるものでございます。

平成20年3月31日をもって任期満了となります現委員の沖村吟峰氏は人格識見とも高く、地域社会の実情に通じ、人権擁護についても深く理解をされ、広く地域において活躍をされていると認めます。私といたしましては、同氏に引き続きまして人権擁護委員に推薦をいたしたいと存じますので、議会の御意見を賜りたいと思います。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりました。

お諮りします。諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、沖村吟峰氏を適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 異議なしと認めます。よって、諮問第1号人権擁護委員の推薦は、沖村吟峰氏を適任とすることに決定しました。

#### 日程第6 . 同意第1号

議長（新山 玄雄君） 日程第6、同意第1号周防大島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを上程し、これを議題とします。

提出者の説明を求めます。中本町長。

町長（中本 富夫君） 周防大島町固定資産評価審査委員会委員の選任について提案理由を申し上げます。

本案は、本年12月15日をもって任期となります竹本厚三氏、田中忠治氏、松井安雄氏、山崎正實氏を周防大島町固定資産評価審査委員会委員として再度任命をいたしたく議会の御同意をいただくため提案をするものでございます。4氏とも温厚誠実なお人柄でございます。また豊富な経験と識見をお持ちの方でございます。

したがいまして、地方自治法第423条第3項の規定に基づきまして、選任に当たりまして議会の御同意をお願いをするものでございます。

何卒よろしく願いいたします。任期は3年でございます。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりました。

お諮りします。本件は人事案件でありますので、質疑討論は省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。同意第 1 号周防大島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意求めることについて、まず竹本厚三氏の選任について同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、竹本厚三氏の選任について同意することに決定しました。

続いて、田中忠治氏の選任について同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、田中忠治氏の選任について同意することに決定しました。

続いて、松井安雄氏の選任について同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、松井安雄氏の選任について同意することに決定しました。

続いて、山崎正實氏の選任について同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、山崎正實氏の選任について同意することに決定しました。

#### 日程第 7 . 議案第 1 号

議長（新山 玄雄君） 日程第 7、議案第 1 号平成 1 9 年度周防大島町一般会計補正予算（第 3 号）を上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） 議案第 1 号平成 1 9 年度周防大島町一般会計補正予算（第 3 号）につきまして補足説明をいたします。

別冊の一般会計補正予算つづりの 1 ページでございます。今回の補正は第 1 条に定めるとおり、既定の歳入歳出予算から 8 億 2,980 万 1,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 151 億 4,032 万 8,000 円とするものであります。

また、第 2 条により、地方自治法第 214 条の規定に基づく債務負担行為を第 2 表のとおり追加し、第 3 条により第 3 表のとおり地方債の補正を行うものであります。

まず、歳入歳出予算の補正について、その主なものを事項別明細書により御説明をいたします。

11ページをお願いいたします。

1 1 款の町税であります。個人住民税は、給与所得の減少、法人住民税は企業収入の減少見込みにより、それぞれ減額をいたしました。また、たばこ税は喫煙者の減少に伴う収収の落ち込みによる減額補正であります。

1 3 款の国庫支出金 1 項国庫負担金は、国保基盤安定負担金の決定に伴う追加補正であります。

1 2 ページでございます。2 項の国庫補助金 1 目総務費国庫補助金は、防災行政無線整備事業の入札減による減額補正であります。

4 目の農林水産業費国庫補助金は、海岸保全施設整備事業の事業調整に伴う追加補正、5 目土木費国庫補助金は、公営住宅耐震診断の入札減による減額補正であります。

1 4 款の県支出金 1 項県負担金は、国保基盤安定負担金の決定により 3 3 7 万円を減額いたしました。

2 項の県補助金 1 目総務費県補助金では、広域市町村合併支援特別交付金を 2 9 0 万円減額するとともに、県内発電電力量が県内消費電力量より多い電力異質圏に対し交付される電源立地地域対策交付金を 2 4 7 万 5 , 0 0 0 円新規計上いたしました。この交付金は、柳井火力発電所の隣接町として本町に交付されるもので、2 年間継続する見込みであります。

2 目の民生費県補助金は、国保負担軽減対策費助成事業補助金の確定による減額、一時保育サービス事業、障害児保育事業の事業増によります補助金の追加であります。

4 目の農林水産業費県補助金は、広域水産物供給基盤整備事業等の補助金の調整であります。

8 目の教育費県補助金は、人権教育講座開設事業補助金の確定によるものであります。

1 7 款繰入金は、財政調整基金を 5 , 9 7 6 万円取り崩しての財源調整であります。

1 9 款の諸収入は、片添ヶ浜コテージ使用料の増、公立保育所への町外からの入所者が増加したことによる運営費の追加が主なものであります。

1 4 ページになります。2 0 款の町債は、各事業の補正に対応した調整であります。合併特例債につきましては、防災行政無線の入札減と大島病院新築移転に対する公営企業会計への繰り出しを、当初事業費の 2 分の 1 としておりましたが、4 分の 1 となりましたことから、6 億 6 , 0 0 0 万円の減となっております。

続いて、歳出についてであります。今回の補正は議案第 1 0 号でお諮りをいたします。給与改定及び人事異動等に伴いまして、各費目におきまして職員人件費の補正を行っております。

それでは、職員人件費以外のものにつきまして御説明をいたします。

1 5 ページをお開き願います。2 款の総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費の職員人件費におきまして、共済費を 9 1 3 万 6 , 0 0 0 円減額しておりますが、これは共済組合追加費用の算出率の変更によるものであります。

また、16ページにありますが、退職手当組合負担金につきましては、3,000万円の準備積立金取り崩しを予定しておりましたが、将来の負担等を勘案いたしまして、取り崩しを取りやめることとし、負担金全額を追加計上いたしました。

2目の文書広報費の防災行政無線整備事業は、入札減に伴う減額補正であります。高山中継局を建設予定の町有地に、山口放送中継局のケーブルが埋設されていることが判明いたしましたので、これの移設に要する補償費を400万円計上しております。

7目の支所及び出張所費では、地域住民からの要望への対応といたしまして、工事請負費及び庁舎修繕経費を追加計上するとともに、旧東和庁舎の光熱費を212万8,000円計上いたしました。県の防災無線設備等を移設しなかったこと等によるものであります。

20ページをお開き願います。3款の民生費1項社会福祉費2目障害福祉費は、平成18年度の国県補助金の精算還付金183万6,000円を計上いたしました。

22ページであります。2項の児童福祉費、1目児童福祉総務費の児童福祉事業では、障害児保育事業の対象者の増、一時保育事業の利用回数の増によりまして追加計上しております。

23ページの3目保育諸費、日良居保育所運営経費では、3歳未満児の入所が当初見込みより増となりましたので、保育士を追加で雇用する必要が生じたので、その賃金の計上であります。

次に、24ページであります。4款の衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費の県後期高齢者医療広域連合事業では、来年4月から後期高齢者医療の保険料を年金天引きにより仮徴収をいたしますので、これにかかわる通知書の印刷経費を計上いたしております。

次に、26ページ、27ページあわせてごらんいただきたいと思いますけれども、2項の清掃費2目じんかい処理費及び3目し尿処理費におきまして、リサイクル施設並びに最終処分場、すなわち環境センターの完成によりまして、3月から本施設を稼働させることとし、不燃物処理施設管理経費で所要の経費を調整いたしております。また、その体制といたしまして、清掃センター及び環境センターに配置しております職員を、環境センターに異動し、直営で管理することとし、清掃環境の両センターの運転管理は外部委託により対応する方針は9月定例議会で御報告をしたとおりであります。したがって、じんかい処理施設管理経費及びし尿処理施設管理経費におきましては、それぞれ施設の運転管理業務の委託料を1カ月分計上いたしました。

30ページをお願いいたします。5款の農林水産業費2項林業費1目林業総務では、備品購入費302万9,000円を計上いたしました。電源立地地域対策交付金の交付を受け、その活用を検討した結果、環境保全対策としてNPO法人や、コミュニティー組織による竹林の拡大防止への取り組みを支援するために、伐採した竹を破砕するチップーシュレッダーを購入することとしております。



3目の林道開設事業は、林道文珠屋代線にかかわる公共事業再評価の資料作成委託料60万円の計上であります。

31ページの3項水産業費2目水産業振興費では、漁港建設費の広域水産物供給基盤整備事業から、魚礁設置事業へ工事請負費を振りかえて事業の進捗を図るものであります。

4目の漁港建設費の広域水産物供給基盤整備事業は、事業清算による委託料、工事請負費の調整であります。事業最終年度に当たり単独の工事請負費を150万円追加しております。

次に、32ページであります。港整備交付金事業は、和田漁港から三蒲漁協への工事請負費の振りかえに伴う節の組み替えであります。単県農山漁村整備事業は、森地区漁港整備の潮位上昇に伴う工事請負費の追加であります。

5目の海岸保全整備事業は、和田地区、白木地区と森野地区との事業費の調整による節の組み替えであります。

34ページになります。6款商工費1項商工費2目商工業振興費の商工振興事業174万7,000円の補正は、鉱泉源保護管理施設の整備事業補助金の新規計上であります。入湯税の活用目的に沿った補助であります。

3目の観光費、公園等管理経費は片添ヶ浜海浜公園のコテージ使用料収入の増加分を、契約に基づき委託料として社団法人東和ふるさとセンターへ支出するものであります。

35ページの7款土木費2項道路橋梁費1目道路橋梁維持費では、町道の維持補修にかかります工事請負費を300万円追加いたしました。

次に、36ページであります。3項の河川費2目河川建設費は、小積川改修にかかわる工事請負費を測量設計委託料へ組み替えるものであります。

6項の住宅費、1目住宅管理費は、各公営住宅の退去に伴うクリーニング等に要する修繕費として238万1,000円を追加するとともに、公営住宅耐震診断の入札減によりまして委託料を減額しております。

次に、41ページになります。9款の教育費4項社会教育費2目公民館費の椋野公民館運営経費は、防水工事にかかわる入札減による減額補正であります。

3目の図書館費は、明年4月から行財政改革の一環として久賀図書館に支所を置き、他の3図書館は臨時職員により対応する方針を既に御報告したところでありますが、その事務引き継ぎのための賃金を各図書館運営経費に計上いたしました。今月の発行する予定であります広報に臨時職員を募集する予定であります。

次に、42ページであります。5目社会教育施設費は、東和総合センターほかの各施設の修繕費を計上いたしました。

43ページの5項保健体育費2目体育施設管理費は、町民グラウンド、東和総合体育館、陸上

競技場の照明設備、浄化槽等の修繕費の計上であります。

44ページであります。3目学校給食費では、各地区学校給食センターの修繕費及び老朽化により使用不能となった消毒滅菌機等の備品購入費を計上いたしました。

45ページの12款諸支出金1項繰り出し金は、今回の補正予算に伴う各特別会計への繰り出し金の調整で6億252万2,000円の減額であります。公営企業局企業会計への繰り出し金6億380万円の減額は、大島病院新築移転にかかわる合併特例債分であります。

次に、7ページに戻っていただきまして、第2表でございます。債務負担行為の追加についてであります。議案第19号で周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設等の指定管理者の指定についてお諮りをいたしますが、その指定管理料を平成20年度から平成22年度までの3年間で4,620万円とするものであります。

また、スクールバス白木線運行業務委託料については、4月1日からの運行が必要であり、年度開始前に入札を執行するために平成20年度の限度額を1,250万円とする債務負担行為を設定するものであります。

以上が、議案第1号平成19年度周防大島町一般会計補正予算(第3号)の概要でございます。慎重御審議をいただきまして、御議決賜りますようお願い申し上げ、補足説明を終わります。

議長(新山 玄雄君) 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。田村議員。

議員(9番 田村 三郎君) 全款通じての質疑でよろしいですか(「はい」と呼ぶ者あり)じゃ34ページ、今総務部長が説明しました34ページの中ほどにあります、鉱泉源保護管理施設整備事業補助金174万7,000円、これについては入湯税云々という説明があったんですけど、どこの入湯税か、その辺詳しく説明お願いできないですか。

議長(新山 玄雄君) 岡村産業建設部長。

産業建設部長(岡村 春雄君) お答えいたします。34ページの鉱泉源保護管理施設整備事業補助金174万7,000円でございますが、これに対しましては周防大島町鉱泉源保護管理施設整備補助金交付要綱を制定しておりますが、この要綱の中に入湯税というのが入っているわけなんです。入湯税は幾らかということになりますけれども、この要綱の規定に基づきまして、周防大島温泉ホテル大観荘から、深井戸水中ポンプ交換工事といたしまして補助金の申請が出ております。

で、この対象となるのが入湯税でございますが、したがって、今、この要綱の対象事業者となりますと、大観荘とサンシャインになりますけれども、当該補助金につきましては大観荘でございます。

で、大観荘の入湯税につきましては、この対象になりますのが前々年度というのが、この要綱

に入っております。前々年度といたしますと、平成17年度になりますけれども、大観荘は383万1,750円の入湯税が納められております。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 田村議員。

議員（9番 田村 三郎君） そうしますと、サンシャイン・サザンセットも、もしこのような補助申請があればできるのか、その辺重ねて質問します。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） サンシャイン・サザンセットから、この補助金申請があった場合に、サンシャインも対象になるかどうかということでございますが、サンシャイン・サザンセットも対象事業者ではございますが、対象の施設というのはございません。ありませんというのは、実際には対象施設そのものはあるんですが、鉱泉源くみ上げ施設及びホテル敷地までの配管施設、これは町管理でございます。したがって、実際には対象施設とはならないということになります。

それと配管施設、これは鉱泉源から浴槽までが対象となっております。したがって、ホテル敷地内、サンシャインのホテル敷地内の配管施設、これは対象になるのではないかということになりますけれども、実際には周防大島町の片添ヶ浜温泉条例第8条に町長は充当施設について改善の必要があると認めるときは、利用者にその改善工事の施工を命ずることができる。この場合、工事に要した費用は利用者の負担とするという条文がございます。したがって、この場合もサンシャインの負担となりますので、この要綱の対象施設にはならないということになります。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

議員（16番 広田 清晴君） まず、歳入から質疑を行いたいというふうに思います。

まず第1点は、先ほど総務部長の方から税の状況について補足説明がありました。それで大事な点は、町民の生活実態をどのようにとらえているのかという点が、大事ではなからうかというふうに思います。その点で、このページで見たら落ち方がひどい、例えば法人でいえば20%くらい落ちるとい状況です。落ちるとい状態であります。それで、個人町民税もかなり落ちるとい状況です。先ほど給与という言い方をされましたけど、そういう状況を町執行部は町民の生活実態としてどのようにとらえているのかという点が、まず1点質問したいというふうに思います。

2点目に入ります。2点目は、先ほど特例債、起債の関係で防災無線と病院事業債が2分の1から4分の1になったことということで補足説明がありました。それぞれ一体額はどのようになるのか改めて聞いておきたいというふうに思います。それが起債の件であります。

それとあわせて、歳入の方で聞いておきたいのは、歳入を通して債務負担も聞いておきたいと

いうふうに思います。債務負担の関係は、一方は3年、一方は1年ということであります。それで観光にかかる部分が3年間で、白木線については1年間とした理由について、まず聞きたい、それが1点目です。債務負担、1年及び3年とした理由について、なぜ1年であり3年なのかというふうなことで聞いておきたいというふうに思います。

それとあわせて、指定管理料を公募する場合に、予定価格に類する部分、町は大体幾らぐらいを見積もって行って、それに対して企業が応じた側が、どういう金額で応じたという形態になるかというふうに思います。それで、事前に執行部が配布した部分を見ますと、ながうらについては1社しかなかったというのが事例としてあります。その中で、金額的部分も聞いておきたいし、結果についてもやっぱりもっと補足説明として聞いておきたい。やっぱりそれなりに指定管理の中でも、それぞれ例えば公共施設で維持していく場合と、観光施設で維持していく場合、それぞれやっぱり考え方が違うんじゃないかというふうに考えますので、指定管理料あわせて率直な意見を聞いておきたいというふうに思います。それが、いわゆる部分であります。

次に、歳出等について聞きます。総務部長の方は人件費等については、人事院勧告実施に伴う部分だからということで、一切補足説明がありませんでした。しかし中身を見るとかなり職員の異動等があったり、かなり高額な部分があるというふうに思います。例えば、通常退職ならば今から補正するとなるとあと3カ月分ぐらいが補正対象であるし、途中やめた場合はそれ以上の金額になるかもわからん。しかし、節の中で、かなりの高額部分、数百万円に及ぶ部分の変更が出ておるんじゃないかと、増減が。その辺は少なくとも議会に補足説明すべきではないかというふうに思います。少なくとも、私は今まで、目の欄にきちっと人数を書きなさいということを書いてきておるんですが、いまだに職員数、人数を書いてないという状況になると非常にわかりにくいと、なんで今回こういう高額な部分があったのかというのが見るだけじゃ、数字だけじゃわからないという側面がありますので、この点あわせて聞いておきたい。これが人事にかかわる今回の補正の部分についてであります。

次に、個別について聞いていきたいというふうに思います。

これはページ数が飛ぶかもわかりませんが若干聞いておきたいのは、先ほど委員から要綱について説明がありました。要綱はいつできたものなのか、まず補足説明の中でこの要綱とはどういうものをさしているのかということで聞いておきたいというふうに思います。私たちも条例集を受け取っておりますから、要綱等は当然見るようになっておりますが、まだいまだに見ておりませんので、その要綱はいつできたものなのかという点を、まず聞いておきたいというふうに思います。

次に、16ページ、新たに行政一般経費の中で借地料が出ております。新たにこれはどこに支出する借地料なのかということで、追加が出ておりますので聞いておきたいと、40万2,000円

ということで聞いておきたいというふうに思います。

それと、県の後期高齢者医療広域連合事業ということで、24ページに6万7,000円の印刷製本が出ております。来年4月からということですが、ニュース等を見ても、既にこの間も県内の保険料が示されたという状況であろうかというふうに思います。かなり高いもの、全国でもトップテンに入っておることが報告されました。そういった部分をきちっとこの中に示すのかどうなのかという点で聞いておきたいというふうに思います。保険料等について山口県の場合はかなり高くなっているというのが、既に明らかになっておりますが、やっぱり詳しいものをきちっと報告するということになるのかどうなのか、その点について聞いておきたいというふうに思います。

次に、26ページに移ります。これは施設管理運転分として253万7,000円、1カ月分ということが補足説明されました。それで1年間通したら大体どういう状況を見込んでおられるのか、職員を引き上げて新たに、どういう契約になるかもちょっとわかりませんが、今補足説明を聞いただけでは、企業と契約なのか、どこと契約なのかはわかりませんが、どういった契約関係を結ぼうとするのか、また大体どのくらいの財源がかかろうというふうに見ておられるのか、その点について説明を求めておきたいというふうに思います。

次に、30ページ見てください。補足説明であったかどうかは別にして、林道開設事業委託料ということで、これは文珠林道を指すのかどうかも含めて聞いておきたいんですが、皆さん方の見直し機構の中で、借りに廃止ということになれば、どのくらい残るのかと。途中でやって、事業を進めてきたが、今の状況にそぐわないということで仮に廃止をするという場合に、大体どのくらい残った状況になるのかということで、担当の方から聞いておきたいというふうに思います。

次に、漁港建設費等が31ページから32ページにあります。それで金額以上に違う部分が出てくるのではなからうかというふうに、金額以上にというのは、事業費、2カ所あった場合、振りかえ等が出てきちよるんじやなからうかというふうに思います。その点で、例えば広域水産物供給事業だったら、白木でどういう振りかえで行ってきたのかということも、先ほど19年度で終わりたいということがあったんで、改めて聞いておきたい。これはつけかえがあるのが港整備交付金の方もあわせて聞いておきたいというふうに思います。これは三蒲、和田にかかわる分ではないかというふうに思います。その点で聞いておきたいというふうに思います。

あと単県も、これはどういう等なのかということも聞いておきたい。先ほど補足説明を聞いただけじゃ何がなにやら全くわからないという状況です。どういう状況なのか、例えば断面変更もあるし、どういう変更なのかということもあわせて補足説明を聞いておきたいというふうに思います。

海岸保全もこれも補足説明があったかどうかわかりませんが、この工事費35万5,000円

以上のものが、変更があるんじゃないかというふうに思われますので、この点もこれは3漁港になりますが、どうなりますかわかりませんが説明を求めておきたいというふうに思います。

次に、道路橋梁は300万円、一応ふえております。それで9月議会以降、副町長の方も必要性を言われておりました。それでなんで300万円とどまったんかが非常にわかりにくいという状況であります。それで何カ所ぐらい、既に予定されておるものなのか、新たに出てくるものに対する予算措置なのかというのも、9月以降新たに出てきたから、これをつけたという格好になるのか、それとも新たな事業に備えるために300万円予算措置したというものなのか聞いておきたいというふうに思います。

次に、37ページを見てください。公営住宅等が今年度入札して、事業をして、確定したということであります。それで公営住宅の耐震診断は、ずっとやってきておるし、まだどのくらい残っておるのかもいまわからんわけです。担当課の方で、仮につかんでおれば、例えば県の補助でやってきた耐震診断、多分県の補助だろうというふうに思いますが、まだかなり残っちゃうんじゃないかというふうに思いますが、これですべて、今年度分ですべてということなのか、まだまだ計り知れないほどあるという状況なのか、その辺もちょっと確認しておきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。当然予算を伴うものですから、少しずつ進捗しよるんじゃないかというふうに思いますので、実態を報告をお願いしたいというふうに思います。

次に、事業が終わったが新たに予算措置ということで、屋代ダム周辺の部分で役務費がついているというふうに思います。この考え方について聞いておきたいというふうに思います。といいますのが、通常全協で既にこれは一たん休止の方向でということであります。それで私の方は一日も早くきちっと精算すべきだという言い方をしております。しかし、かなりの慎重な取り扱いを当然求められるんじゃないかというふうに思います。なんのための役務費かということを知りたいというふうに思います。

もう1個は、教育委員会関係で司書にかかわる部分が、司書廃止に伴う新たな臨時職員というか、パートという呼び方が臨時職員という呼び方が、補正につきましたよという言い方をしました。それで1年間を通じて、例えば司書の廃止をして、それでパート職員を雇うということになれば、1年間どういうふうな大体見方でいっておるかということなんです。パート賃金をどのように見ているのかということなんです。単純に、私は司書の役割はかなり大きなものがあるという立場です。若干皆さん方とは違うというふうに思います。しかしそれにしても、司書からパートへ移行するということは、かなりの町民にとってはマイナス部分が出てくるというふうに見ております。その点で、教育委員会の考え方、またそれじゃ、司書からパートにすることによって、どのくらいの新たなパート代を賃金といいますか、それを支出をするのかという点は大事な部分であろうかというふうに思いますので、その点で聞いておきたいというふうに思います。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 暫時休憩をいたします。11時まで休憩いたします。

午前10時42分休憩

.....  
午前11時00分再開

議長（新山 玄雄君） それでは再開をいたします。

それでは広田議員の質疑に対する答弁をお願いします。椎木副町長。

副町長（椎木 巧君） 広田議員さんの御質問でございますが、歳入のうちの町税の減額の補正の理由についてでございますが、その中で町民の生活実態はどのようにとらえているのかという御質問でございました。

今回の補正でというだけではなくて、当初の予算のときから申し上げますように、個人町民税で6億2,200万円、法人で7,000万円までということでございますので、非常に額とすれば少額だというふうに思っておりますし、それは反対に言えば収入所得が低いということになっておるということは間違いございません。

ただし今回の補正での減額につきましては、当初予算での見積もりと課税実績との差異、返りを今回補正減とするということでございますので、そのことにつきましては、特に見積もり時期と今課税した後との間に生活実態がどうなったかというふうなことは、特に実態としてはつかめてないと思っております。

それと、もう1点ほど申し上げますが、今回人件費の組み替えをやっております。人件費の組み替えにつきましては、3月の当初予算、当初の議決をいただいておりますが、当然4月に大きな人事異動をやっております。そのことによりまして支出科目が大幅に変わってきております。このことにつきましては、途中でやるということではなくて、通例のように12月の人勧等の、人件費抑制にあわせてやっていくということございまして、今回は特に中途の退職者もおることから、大きな科目の中においては、大きな補正が出ておるということは御理解をいただきたいと思っております。

科目ごとに職員数の数を計上したらどうかということがございましたが、非常にたくさんの職員と科目間の異動と、さらには一般会計と特別会計との異動等もございまして、もう少し検討させていただきたいと思っております。

議長（新山 玄雄君） 奈良元財政課長。

財政課長（奈良元正昭君） 次に歳入関係の合併特例債について御質問いただきましたけれども、まず防災行政無線につきまして、当初予算で1億1,580万円を予定しておりましたが、これが入札減によりまして5,960万円になっております。

それから、大島病院分ですけれども、これ当初7億250万円で予算計上しておりました。で、先ほど補足説明で対象が2分の1から4分の1になったということと、もう1点、先ほど企業局の方から資料が配布があったかと思いますが、本体工事の着手、これが20年度にずれ込んでおります。そういった関係から19年度については用地取得、それから、若干の外構工事等の関係が対象となりましたので、これで約19年度分が9,870万円に減額になったということでございます。

議長（新山 玄雄君） 布村教育次長。

教育次長（布村 和男君） スクールバスの白木半島線の御質問であります。現在半年契約をしておるわけですが、平成20年につきましては、一応1年の契約でいこうということにしております。

その後、新たに中学校の統合が出てきますので、スクールバス等を含めた中で複数年の契約を考えるとということでございます。

議長（新山 玄雄君） 村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） 16ページの借地料の40万2,000円の関係でございます。これは久賀東庁舎の通勤職員用の駐車場でございます。もとのN T Tの久賀の通信所といいますが、交換所といいますが、その場所を駐車場として借りる経費でございます。ことしの9月の10日から来年の3月末までということで、月額6万円の月割りと、いわゆる9月の日割りということで、42万2,000円を計上しております。

参考までに、あのスペースに駐車可能台数約25台ということしております。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） お答えいたします。質問がたくさんございましたので、質問の順番で答弁させていただきます。

まず、ながうらの指定管理についてでございますが、3年ということですが、これは募集要項に3年ということしております。それと内容ということでございますが、応募者は1名、瀬戸内海リゾート株式会社でございます。それと、指定管理上の基準額という御質問がございましたが、これも募集要項で定めておまして、3年間で4,950万円を示しております。

それと34ページの鉱泉源の保護管理施設の整備補助金の交付要綱、この施行日でございますが11月の1日でございます。

それと30ページになりますが、林道開設事業委託料、測量設計の60万円でございますが、文珠林道、これどのくらい残るのかということでございますが、これは御案内のとおり平成19年度は休止にしております。で、今後中止ということで公共事業再評価委員会に諮る予定にしております。この再評価検討資料の作成でございます。それと内容でございますが、計画延長



は7,131メートルでしたが、実施済みは5,974メートル、残といたしまして1,157メートルが残ります。金額にいたしますと事業費が11億5,240万円でしたが、実際には6億9,740万円ということで、4億5,500万円が残るということでございます。金額につきましては、当初で見直しでかなり増額とはなっております。

それと、次に31ページから2ページにまたがった広域事業港整備単県事業、それと33ページの海岸保全の事業の内容ということでございますが、まず31ページの広域水産でございますが、油田地区と白木地区が対象でございます。事業費は補正前が、油田地区が1億円、補正後が1億500万円、白木地区が補正前が1億円、補正後が5,000万円ということでございます。

なお、御質問にありましたように事業の完了の精算でございますので、油田につきましては、これ馬ヶ原でございますが、事業費は約9億6,580万円となりました。白木につきましては16億9,210万円でございます。

32ページの港整備でございますが、三浦と和田地区でございます。三浦が補正前が1億円、補正後が1億4,680万円でございます。和田が補正前が5,000万円、補正後が320万円でございます。

次に、単県事業でございますが、この内容につきましては潮位の上昇による断面変更、少し潮位が上がっておりますので、これを高くするというで断面変更を行っております。この工事費の増額でございます。

33ページの海岸保全でございますが、和田地区、森野地区、白木地区の3地区でございますが、和田地区が補正前が1億700万円、補正後が9,930万円、森野地区が補正前が5,000万円、補正後が6,530万円、白木地区が補正前が3,000万円、補正後が2,260万円でございます。

それと35ページの一番下の道路橋梁維持費の工事請負費300万円の内容でございますが、これは道路維持ということで、今のところ二、三カ所程度当て込んでおります。

それと戻りますけれども、34ページのやしる郷ふれあいの里事業の役務費手数料10万円でございますが、これは地権者から地目変更の申し出がありました。当該土地には1筆のうちの一部を借りてるというところもあり、これをどのようにしたらいいのかということで、土地家屋調査士に調査依頼をするその手数料を計上いたしております。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） 24ページの県後期高齢者医療広域連合事業の件ですが、後期高齢者医療制度の保険料につきましては、2年を通じて財政の均衡を保つことができるように設定するというで、県内統一の保険料であります。実は山口県は1人当たりの老人医療費が

高いということで、保険料も高くなっていく傾向にあります。詳しいことにつきましては、また来年の平成20年度の特別会計予算提出時にまた説明をさせていただきます。

議長（新山 玄雄君） 村田環境生活部長。

環境生活部長（村田 章文君） まず第1点目は、26清掃センターの委託料についての御質問でございますが、この委託料につきましては、3月1カ月分ということ先ほどの説明の中にもあったかと思えます。3月1カ月につきましては、いわゆる現在の町職員2名を補助員として、補助と申しますか、手伝い、指導等をさせる予定にしております。したがって、この1カ月分イコール来年の1年分ということではございません。

で、現在その当たりの1年分については、当初予算編成に向けて現在精査してる段階でございます。

また、2点目住宅の耐震診断、公営住宅につきましては今回が初めての耐震診断でございます。17年度に行いました基本調査を行い、マスタープランを作成したところですが、そういったことに基づきまして、このたび平成27年度以降も公営住宅として利用可能な住宅についての全域にわたる耐震診断を今年度実施している状況でございます。

議長（新山 玄雄君） 布村教育次長。

教育次長（布村 和男君） 図書館のパート職員の件についてであります。マイナス部分があるのではないかというふうな御質問でありましたけど、私どももその部分については十分検討いたしました。中央館に司書1名と正規の職員の事務員をつけて、やはり横の連携をとりながら、密接に連携をとりながら進めていきたいというふうに思っております。

それぞれの各支所で行っております読書活動等があるわけですが、それらについてもやはり後退のないよう十分やっていきたいというふうに思っております。

で、年間の人件費、賃金でございますが、今のところ1館で、1年間で329万円、3館で合わせて960万円ということで、新年度予算にというふうに今考えております。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 再質問に移りたいというふうに思いますが、1点は、特例債を今年度分減額して、10億円余りということになります。そうすると年度当初説明した金額、総額、残です。いわゆる累積と残りの金額、本来合併の際に許可されたとした残高について報告を求めておきたいというふうに思います。

それともう1点は、基金の関係で財政調整金、今回補正で5千数百万円取り崩すということがあります。それでいろんな基金については考え方がありますが、補正後の残高、基金の残高について報告を求めておきたいというふうに思います。

といいますのが、先ほど手元に届いた資料を見ますと、大体12億円、9月の実額が大体12億円ぐらいになっております。そうすると、私近隣市町村を見の中で、それぞれ実際厳しい状況があるんですが、例えば近隣の柳井市なんか見てみますと、確かに自主財源比率は違うものの大体3億円ベースで基金の状況は動きよると、私予算書を見てみますと、大体3億円ぐらいと、対して周防大島町が13億円という格好でいきよるんじゃないかなというふうに思います。それでその基金の活用方についても、いろいろ今後そりゃ、財政当局また執行部からすれば多いほど心強いものはないというのが実体化と思いますが、やはり町民の暮らしや福祉を考えると、一定程度活用しなければいけない時期も当然あるというふうに見ております。そういう視点から、残高を聞いておきたい。これが質問の趣旨であります。

それともう一つは、今3館、教育委員会の方が司書、司書は久賀にしか置かないと、残りはパート、アルバイト、臨時賃金で行うということで、3館あわせて1,000万円程度、900万円、今から新年度予算に向けて基本的には検討していくということなんですが、言葉上は皆さん方は、いわゆる今まで司書さんがおられたときとほとんど変わらんぐらいやっていたということが答弁のたんびに出てくるんですよ。今までもそうなんです。

ほいで、実態としては司書が行う仕事というのはすごい多岐にわたるとというのは、教育委員会のみにかかわらず、私どもはすごい大事なところだというふうに見ております。

ほいで、これが廃止されるとなると、その地域の、いわゆる一方では憲法で保障された知る権利の部分が後退するおそれがあります。といいますのが、いわゆる図書館法の中に、いわゆる自治に当たる部分の閲覧等も入っちゃうと思います。そうすると、そういう部分の対応が非常に司書がおらんことになることによって、いわゆる不便になるとかいう部分もあります。

ほいで、実際的には私はかなりの後退が予測されるんじゃないかというふうに、私は見ております。皆さん方は仮に首をかしげるかもわかりませんが、実際的には、例えば、図書館法、司書によって、その地域の文化水準をかなり高める役割が、いわゆる公立図書館であり、司書の部分なんです。それが大きく後退するということにつながってくるということなので、私は安易に新年度予算の中にはやっぱりきちとした司書の確保ということは外してはならない課題ではないかなというふうに考えております。

その点で、やはり司書の重さについては再質問の中で重さをどう考えるかという点を含めて、今回こうしてパート代という格好であられた以上は聞いておきたいというふうに思います。それが2点目です。

それと、もう一点が、先ほど質疑の中で言いましたやしろ郷ふれあいの里にかかわる部分であります。といいますのが、これは旧大島町時代の、いわゆるある意味ではツケの部分じゃないかというふうに私は考えております。といいますのが、あの当時補助さえとってくればという言い

方で町執行部はやりました。

ですから、あの当時、今部長が課長補佐か課長になりたちではなかったかというふうに思いますが、当時、いわゆる新事業、新補助体系の中で、議会の方、委員会の方に説明に来ました。それがわずか10数年間で、いわゆる破綻してしまうという状況なんです。ましてや、この破綻が明らかになっても今後、いわゆるさきの全協を聞いておりますと20年余り、いわゆる20年余り結果として、いわゆる負債で引き継ぐとすれば、いわゆる2,000万円余りの土地代を払うていかにゃいけんという格好になります。これは首をかしげても一緒、ほとんど変わらんと思いますが。

そうなると、執行部としてはどれだけ早く、いわゆる過去の負債についてどれだけ早く整理するかというのも現首長のある意味では責任が問われてくるというのは間違いのない事実なんです。その点について私は、先ほど地目変更ということが出た以上は、より慎重に取り扱わんにゃいけんし、早期に、いわゆる全体処理せんにゃいけんというふうに思っておりますので、再質問の中で、基本的考え方について聞いておきたいというふうに思います。3点。

議長（新山 玄雄君） 奈良元財政課長。

財政課長（奈良元正昭君） まず、1点目の合併特例債の関係ですけれども、今回の補正を踏まえまして合併後、特例債の発行額が25億3,550万円でございます。合併特例債発行可能額につきましては120億7,450万円でございますから、差し引き95億3,900万円はまだ一応発行はできるということ、計算上はなるということでございます。

それから、財政調整基金の残高でございますけれども、先ほど約12億円の残ということでございまして、これは18年度決算額が約12億円でございます。

それから、19年度の当初予算から今回の補正までの財政調整基金の調整、取り崩し等との結果でございますが、今回の補正を踏まえまして残高が10億2,029万3,000円程度になるうかと思っております。

議長（新山 玄雄君） 平田教育長。

教育長（平田 武君） 広田議員さんがおっしゃる図書館の司書をパートにすることで、かなり読書活動といたしますか、それが後退するのではないか、それから、司書の仕事は大変多岐にわたっており、それを少し軽視していないかという、その2点であろうと思われま。それで、本町の教育委員会としては教育と文化の活動を振興すること、そのことが本町の島づくり、人づくりの根幹だと。

したがって、文化振興の一つの柱である図書館行政につきましては、町民の暮らしの中に本のある生活をと、そういうふうなことをテーマに取り組んでいます。本のある生活を通して、子供たちは一層の読書活動の推進をしてほしい、それから、町民の皆さんには読書に関心を持つ

ていただきたいという、そういうふうな願いを持っています。

それで、これを今回パートにしたことについて、実は私自身も明確な自信があってというふうなことになる、100%ではありませんけれども、しかし、このパートさんを司書の現在やっている仕事の大部分を理解していただく、そのためにこの4月から始まるパートの業務でありますけれども、事前の研修をしていただく、事前の準備をしていただくという、そういう期間を設けるといふことで、この補正予算をお願いをしておるわけでありまして。そういうふうな事前の準備を十分することで、円滑な移行といえますか、円滑な業務の遂行を続けていきたいと、そういうふうなことでございます。

以上であります。

議長（新山 玄雄君） 中本町長。

町長（中本 富夫君） やしろ郷につきましては、いろいろ課題があるわけでございます。今やめると、補助金の返還等々多額なものがこれに伴うわけでございます。されとて、あれをもとどおりにすると、またこれも大きな金も要るわけございまして、前任者の仕事を私が引き受けたわけでございますので、当時は議会の議決も得たんだろうと思っておりますけれども、今にして思えば、多少残念な面がなきにしもあらずであったかなというふうには、これは時の流れだから仕方ないというふうに思っておりますけれども、もう少し時間をいただきたいというふうに思っておりますが、何とかいい解決方法はないかなというふうに思っております。広田議員やなんか、広域的ですから、いい知恵を持っておられるんじゃないかと思っておりますが、もし御指導いただければよりよい方法を検討したいというふうに思っております。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 実際的には、あの地域については出発当時からいろんな議論があったということ、ただ単純に議会議決があったから今日に至るというものじゃないというふうに認識をしていただきたいというふうに思います。

それと、もう一つは、一定補助金返還がありますが、御承知のように補助金というのは確かに一定程度目的、年数がたてば、それは交渉の中で補助金返還額は変わってくるというのは、私は当然じゃなからうかというふうに思います。それはやっぱり大事なものは国との交渉じゃなからうかというふうに思います。それが1点あります。ぜひやっぱり単純に言って、1年間100万円余りの土地代を払うということは大変な財政にとっても重たいことなんですよ。やっぱり一日も早くそれを解決するというのは大事な時の町長の課題だという点を明らかにしておきたいというふうに思います。

それと、もう一点は先ほど、いわゆる荷電の関係で、荷電、いわゆる今回荷電の関係で新たに補助要綱をつくったと、12月1日がつくった時期ですということなんですよ。施行日か、つ

くった日か、11月1日、ちょっとその中で、私たち議会の側に全然実際的には知らない状況というのが、知らないままそれがあって議決になるということなんですよ。

ですから、わしが、いわゆる補助要綱いつできたのか含めて、（発言する者あり）荷電、（「家電」と呼ぶ者あり）いわゆる入湯税ではない。いわゆる荷電、いわゆる今回、（発言する者あり）荷電の、（「家の電気じゃない」と呼ぶ者あり）いわゆる荷電に基づく分の、いわゆる支出、今回の形態じゃないんですが、ちょっと待って、ちょっと整理するけえ。（笑声）実際的に荷電、いわゆる今回荷電の、いわゆる部分はチップだけちゅうことですか、チップだけ、ほしたら私の勘違いです。いわゆる今回電源で使う部分については2カ年の、いわゆるありますよということで、今年度については、いわゆるチップに活用するというので、チップの、いわゆる新たに機器、いわゆるどういう格好の中で借り、いわゆる貸し、どこが保管して、どういう形態にしていくという格好での、それは当然つくっておるというふうに思いますので、そこを再質問の中で明らかにしておきたいというふうに思います。いわゆるNPO等の貸し出し等については新たな部分ということで、（「チップじゃないチップソー」と呼ぶ者あり）チップソーか。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） チップソー、チップアッシュレッターについての御質問でございますが、補足説明でありましたように、これは地域のコミュニティーの組織、また、NPO法人等の地域づくり、今竹の伐採等を取り組んでいただいておりますが、これをさらに、その伐採したものをチップアッシュレッターで破碎して、これを伐採地区の放棄、これを避ける一方で、またこれを肥料づくりに利用したいという研究をされております。このチップアッシュレッターを整備して、町としてはこれを各団体に貸与したいということで、所管課は農林課になると思います。

議長（新山 玄雄君） もうあれですか、やしろ郷はいいですね。答弁は。はい。それでは、ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 反対の立場から討論をしておきたいというふうに思います。といたしますのが、先ほどまず第1点が、町民の生活をどう見るかということで質疑をしました。その中で、当初予算とそんなに変動するものではない。ただ単に当初予算の中での若干の見込み違いがあったという答弁がありました。

しかし、今年度の、いわゆる見方をきちっと整理してほしいというのがあります。といたしますのが、御承知のように実際的な税法の改正があって、実際的な、それによって町民の負担は一方

ではかなり重たうなっという実態、その上で、町民の生活があるんだということなんです。例えば、実際的にはいろんな控除規定がとられたことによって、町税関係、これが仮に国の責任ではあります、実態的には1世帯当たり2万円ぐらいの負担増につながっていると、これがまず大前提として町民の生活実態があるんだという認識なんです。ですから、その点でもかなり負担が重たいというのが一つです。

それと、もう一つは、国民健康保険税の実態を再度明らかにしておきたいと思うんですが、実際的には国民健康保険税関係では周防大島町の町民、加入者ですが、国保加入者は1世帯当たり2万円という状況が、増がつながっている。これも一つの町民の生活実態を反映しておるといことなんです。

そして、補正の考え方ではありますが、私はそういった町民の皆さん方の生活実態をどう把握しながら、いわゆるその補正に繰り入れていくか、取り組んでいくか。確かに先ほど私も指摘しましたように、例えば、チップスターですか、ちょっと片仮名字がわかりにくいんですが、チップソー、（発言する者あり）という片仮名語があるそうではありますが、実際的には確かに環境整備においての一定の、いわゆる要求実現とか、また新たに実際的には維持の増額とか、それらは今までも否定しておりませんし、今から先も否定するものではありません。

しかし、そういう一つの町民実態がありながら、この間、合併が行われてきたのは実際的には、例えば、負担の増、これは私の所管する民生委員会でも1,000万円以上の負担増が出ておるとい状況なんです。町民実態、それをどのように救っていくかというのが基本的には補正のあり方の問題だという点であります。私はそうした面から見れば、私、当初も言うし、補正たんびにも言っているんですが、やっぱり町民の生活実態に即してそれぞれ補正に上げていただきたいということなんです。

それと、もう一つは、今回の人事院勧告にかかわる部分の補正、この部分はほとんど完全実施の中で行われたというふう聞いておりますが、一方では、先ほど言われたように、司書さんの役割を否定するようなことを9月議会で言われて、そして、実態的には既に退職も希望されてるやに聞いております。そういう実態も職員の中に生まれているということもやっぱり客観的な事実であります。やはり私は、今町の職員は本当に大事な立場にあるというふうには私は見てるんです。といいますのは、やはり町の職員がどれだけまじめに地域の皆さん方と力を合わせていくか、その視点がなければ、実際的には周防大島町もなかなか、私はこれから先は大変な状況が生まれるということが予測されます。

ですから、私はそういう意味で、今回の反対討論の中にも今こそ本当に町長を中心として、町職員、そして、地域が協力し合うて初めて補正等も、補正というのは個々なんです。個々であっても、全体補正はやっぱり私、貫かなければならないというふう考えております。そういう中

で、実際的には反対の立場からの討論としておきたいというふうに思います。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

議案第1号平成19年度周防大島町一般会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8．議案第2号

日程第9．議案第3号

日程第10．議案第4号

日程第11．議案第5号

日程第12．議案第6号

日程第13．議案第7号

議長（新山 玄雄君） 日程第8、議案第2号平成19年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）から、日程第13、議案第7号平成19年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第2号）までの6議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） それでは、議案第2号平成19年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、補足説明を行います。

別冊の特別会計補正予算つづり1ページをお願いいたします。

今回の補正の主なものは、歳入においては保険税の減額及び共同事業交付金の増額、歳出においては、退職者医療費の増加が見込まれることから調整を行うものであります。

それでは、本文で、既定の歳入歳出予算の総額に6,556万8,000円を追加し、総額を37億6,945万1,000円とするものであります。

それでは、事項別明細書7ページをお願いいたします。歳入であります。

1款の国民健康保険税は、基準総所得などの変動によりまして、調定額と収入実績を踏まえて、



一般被保険者で3,900万円を減額し、退職被保険者で2,040万円を増額いたします。

3款の国庫支出金1項の国庫負担金は、一般被保険者高額療養費の増加により、療養給付費負担金340万円の追加計上であります。2項の国庫補助金は、システム改修による特別調整交付金100万円の増額であります。

8ページをお願いいたします。4款の療養給付費等交付金は、退職被保険者の療養給付費の増加により2,960万円を追加計上いたします。

6款の共同事業交付金は、保険財政共同安定化事業交付金をこれまでの実績を見込んで4,830万6,000円の追加計上であります。

8款の繰入金1項の他会計繰入金では、186万2,000円を増額いたします。これは一般会計からの繰入金で、保険基盤安定繰入金の保険税軽減分を618万円の減額、保険者支援分を505万8,000円の増額、職員給与費等繰入金を354万6,000円の増額、その他一般会計繰入金で、国保負担軽減対策を56万2,000円減額いたします。

次に、9ページをお願いいたします。歳出であります。

1款の総務費は、給与改定等の職員人件費と医療制度改革に伴う特定健診データ管理用パソコン及び国への情報システム改修などで454万6,000円を追加いたします。

10ページをお願いいたします。2款の保険給付費1項の療養諸費では、現在までの療養給付費を勘案し、退職被保険者等療養給付費を5,000万円追加計上いたします。1目の一般被保険者療養給付費は、財源組み替えであります。2項の高額療養費も現在までの療養費を勘案し、一般分を1,000万円追加計上いたします。

11ページをお願いいたします。3款の老人保健拠出金、5款共同事業拠出金は、財源組み替えであります。

6款の保健事業費は、給与改定等の職員人件費で、102万2,000円の追加計上であります。

以上で、平成19年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)の補足説明を終わります。

次に、予算書の13ページをお願いいたします。

議案第3号平成19年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)につきまして、補足説明を行います。

今回の補正は、職員の人事異動及び給与改定に伴い所要の補正を行うものであります。

それでは、本文で、既定の歳入歳出予算の総額に665万3,000円を追加し、総額を30億4,837万3,000円とするものであります。

それでは、事項別明細書19ページをお願いいたします。歳入であります。

7 款の繰入金 6 6 5 万 3 , 0 0 0 円を増額し、財政調整を行います。

次に、2 1 ページ、歳出であります。

1 款の総務費 9 2 9 万 5 , 0 0 0 円の追加、5 款の地域支援事業 2 6 4 万 2 , 0 0 0 円の減額は、いずれも人事異動及び給与改定に伴う職員人件費であります。

以上で平成 1 9 年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）の補足説明を終わります。

議長（新山 玄雄君） 村田環境生活部長。

環境生活部長（村田 章文君） 私からは議案 4 号から 6 号までについての補足説明をさせていただきます。

まず、特別会計補正予算つづりの 2 3 ページをお願いいたします。

議案第 4 号平成 1 9 年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について、説明いたします。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算に 1 9 4 万 2 , 0 0 0 円を追加し、予算の総額を 1 0 億 5 1 7 万 9 , 0 0 0 円とするものでございます。

2 9 ページをお願いいたします。歳入につきましては、一般会計から 1 9 4 万 2 , 0 0 0 円を繰り入れての財政調整でございます。

3 0 ページをお願いいたします。歳出につきましては、1 款簡易水道費 1 項事務費でございますが、人件費の調整と消費税につきましては申告によって減額となりました 2 1 0 万円の減額計上をいたしたところでございます。

次に、議案第 5 号平成 1 9 年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）についてであります。

3 1 ページになります。今回の補正は、第 1 条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算の総額から 5 万 5 , 0 0 0 円を減額し、予算の総額を 5 億 3 , 5 9 4 万 8 , 0 0 0 円とするものでございます。

3 9 ページをお願いいたします。歳入につきましては、4 款繰入金につきまして一般会計からの繰入金の 7 6 9 万 3 , 0 0 0 円減額でございます。

5 款諸収入の消費税還付金 7 5 3 万 8 , 0 0 0 円の内訳につきましては、過年度分の還付金が 5 8 5 万 9 , 0 0 0 円、還付加算金が 6 万円、今年度分についての還付金が 1 5 9 万 9 , 0 0 0 円、還付加算金が 2 万円、以上で 7 4 5 万 8 , 0 0 0 円の還付金と還付加算金 8 万円ということになります。

4 1 ページをお願いいたします。歳出につきましては、すべて人件費の調整でございます。

次に、議案第 6 号平成 1 9 年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）につ

いてでございます。

43ページになります。今回の補正は第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算の総額から288万9,000円を減額し、予算の総額を4億4,075万3,000円とするものでございます。

51ページをお願いいたします。歳入についてであります。5款諸収入については、申告の結果、追加還付されることとなった消費税297万2,000円を計上いたしております。

53ページをお願いいたします。歳出についてでございます。1款農業集落排水費1項総務管理費は、人件費の調整でございます。2項事業費については、人件費の調整及び各事業地区の補助事業に係る事業費の確定に伴う事業費調整でございます。

以上、議案第4号から6号までについての説明とさせていただきます。

議長（新山 玄雄君） 村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） 議案第7号平成19年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、御説明をいたします。

特別会計補正予算つづりの57ページをお願いいたします。

今回の補正は第1条のとおり、既定の歳入歳出予算に82万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を7,854万9,000円とするものであります。

その概要につきまして事項別明細書により御説明をさせていただきます。65ページをお開き願います。

歳出につきまして、1款事業費1項事務費及び2項事業費におきまして職員人件費の調整を行っております。また、前島航路運行経費におきまして浮き棧橋及び船体の修繕費を追加補正しております。その財源といたしまして、一般会計から82万2,000円を繰り入れることとしております。

以上が、議案第7号平成19年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第2号）についての概略でございます。何とぞ慎重御審議をいただきまして、御議決賜りますようお願い申し上げます。補足説明を終わります。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

議案第2号平成19年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） まず1つは、先ほど町民税のことで、個人町民税で質疑、討論を行ったわけなんです。国民健康保険税も一定の、いわゆる減額ということでもあります。これは、例えば、御承知のように国民健康保険税の方は所得割、均等割、平等割、世帯割という格好の中からできております。今回の補正は、いわゆる一般の分、これは実際的には所得割部分が減

額ということなのか、それとも、いわゆる人数等が実質的に当初と見込んでふえたという解釈なのか、聞いておきたいと思います。

また、退職分も若干大きいわけですが、これも加入人数がふえたということなのかどうか、まず税について聞いておきます。

議長（新山 玄雄君） 橋本税務課長。

税務課長（橋本 澄夫君） 国保税の減額につきましては、町県民税の方の理由と同じく、所得の課税基準でございます所得の減が主であろうかと思われま。変更の理由につきましては、所得とか、世帯の構成とか、加入とか、いろいろございますが、主な理由につきましては給与所得の減が主であろうと考えております。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） あわせて退職者分、いわゆる退職者分について、先ほど質疑をしておりますので、退職者分について、いわゆる退職者分の加入者がふえた結果部分があるんじゃないかということで、大体2,000万円と言ったらかなりの部分がありますから、実際的には新たな退職者、いわゆる国保の方への加入がふえたのではないかということで、実質的には質疑をしました。その中でどうなのかということで、例えば、一般分は3,900万円ですから、今税務課長が答弁したのは大体が所得割部分が、いわゆる落ちたという答弁だったと思うんですよ。ほいで、実際的に退職者分、これは2,040万円のプラスなんですよ。

ですから、加入者がふえたのではないのかと、いわゆる退職者分の加入者がふえたのではないかという部分をあわせて質疑をしたわけなんです。その部分でどうなのかという分で、ちょっと私の方も勘違いしたらいいけんし、答弁者側も勘違いしたらいいけんので、ちょっと答弁を求めたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 橋本税務課長。

税務課長（橋本 澄夫君） 一般分、退職分、課税の税率は同じでございますが、当初の見積もりに、所得の見積もりが、退職の方が、年金等でございますが、多かった理由によるものと思われま。振りかえがおこっておるということでございます。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） これだけで、3回目という声がありますが、実際的には、いうのがやっぱり2,000万円というたら、例えば、1世帯当たりで、例えば、夫婦現存したとして、通常退職者分で大体1人当たり10万円ぐらいじゃないかと思いま。

ほいで、実際的には、それは所得割、均等割、平等割、皆ひっくるめての、いわゆる1世帯当

たりの、いわゆる国保税の額ですよ、大体通常。それが2,000万円ふえるとなると、単純に当初の所得割部分を見込み違いがあったか、当初の人数、いわゆる加入者人数、それ自体が若干の間、当初予算よりふえたのかという部分があるかと思うんですよ。

ほいじゃけえ実際的には、先ほどから答弁を聞いておりますと、所得割部分だけが減ったりふえたりちゅう格好で答弁すると、私の方も、いや、人数変更があったんじゃないかと、いわゆる当初予算をつくる段階と補正の段階での加入者状況が変わったのではないかという質問の趣旨なんですよ。ほいじゃけえ人数変更が起こらんと、これだけの2,000万円というのは見込み違い起こらんと、人数が違わんと出んはずじゃけえ。ほいじゃけえそれをちょっと再質問の中でやりようると。

議長（新山 玄雄君） 答弁、ほいじゃ後で資料。橋本税務課長。

税務課長（橋本 澄夫君） 一般から退職への振りかえでございますが、医療原価の方で調査をしまして、一般から退職へ何がしか異動が行っておると、適正に異動をしたというようなこともございます。両方でございます。

議長（新山 玄雄君） この件については、後資料を提出させます。はい。ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第3号平成19年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第4号平成19年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第5号平成19年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第6号平成19年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第7号平成19年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第2号）について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第2号平成19年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）から、議案第7号平成19年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第2号）までの質疑を終結します。

討論、採決は最終日といたします。

暫時休憩をいたします。午後1時まで休憩といたします。

午前11時57分休憩

.....  
午後1時00分再開

議長（新山 玄雄君） それでは、再開をいたします。

先ほどの広田議員の質疑に対する資料がお手元に配布してありますので、御参照ください。

それでは、議事を進めます。

#### 日程第14・議案第8号

議長（新山 玄雄君） 日程第14、議案第8号平成19年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第2号）を上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。川田企業管理者。

公営企業管理者（川田 昌満君） 議案第8号平成19年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第2号）について、補足説明を申し上げます。

お手元の平成19年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算書をお開きいただきたいと思います。

第2条の業務量、第3条の収益的収入及び支出につきましては、9月末日までの実績に基づきまして算出しております。

次に、4ページをお願いいたします。第4条の資本的収入及び支出、第5条の継続費、第6条の企業債でございますが、大島病院移転新築の年割の変更や大島病院に平成20年1月より循環器内科医師の赴任に伴います医療機械器具の追加整備を補正しております。

次に、5ページ、第7条の給与費でございますが、人事院勧告や職員の採用及び異動に伴いまして補正をしております。

次に、6ページ、第8条の棚卸資産購入限度額につきましても、業務量と同様に9月末日実績に基づきまして算出しております。

第9条の重要な資産の取得につきましては、大島病院に汎用超音波診断装置を計上しております。

附属資料としまして、7ページ以降に補正予算に関する説明書を添付しております。

なお、当年度純利益は26ページの平成19年度周防大島町公営企業局事業予定貸借対照表のとおり3,694万9,000円の赤字を見込むものでございます。

以上が平成19年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算(第2号)の内容でございます。どうかよろしく御審議いただき、御議決賜りますようお願い申し上げまして、補足説明を終わらせていただきます。

議長(新山 玄雄君) 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

議員(16番 広田 清晴君) まず、継続費で組まれておる、いわゆる財源について質問したいというふうに思います。

新築移転工事について、これは5ページに出ておりますが、実際的には36億2,819万8,000円ということで、いわゆる19年度分が変更するについて21年度に予算配分が変わったと、工事の進捗が変わるんだということで、ほいで、実質的には21年度、いわゆる新築開店が半年余りおくれるというのが今までの説明ではなかったかというふうに思います。出された資料も実際的にはその方向について資料を提出されたというふうに見ておりますが、実際に財源をどういうふうにするかというのを、まず聞きたいと思います。36億2,819万8,000円の内訳、いわゆる病院事業債、その他、いわゆる特例債、そしてまた、その他部分があるというふうに思われますので、その財源内訳について、まず報告をお願いしたいというふうに思います。

それと、先ほど出された資料で、実際的には新築開業をするとすれば、当然あの地域は今JRバスが今工事をしておりますが、そしてまた、あのあたりの移転となると、今まで述べられているのは、はまやさんと、いわゆるポプラということになるかというふうに思いますが、それは、はまやにしても完了は書いておりますよね。実際的にはいつ着手ということになるかと、いつごろ着手になるかということがちょっと不明瞭なので、実際的にはいつ移転にしようとするのかということ。

また、今まで実際的には、いわゆる建てかえて大丈夫かという議論の中であったんですが、病院が新築移転することによって、いわゆる町内の、いわゆる外へ出る皆さん方が少しでも町内の病院として役立っていきたいという説明があったんですが、大体見通し等についてはまだ報告されてないですね。例えば、10%ぐらい新築移転することによって、あの町内の利用者がふえ

るであろうかというような言い方でされておったというふうに思いますが、それらについて全体は継続費、中身が変更することだけですが、その具体的中身についても、答弁できる範囲で答弁していただければというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 河村企業局総務部長。

公営企業局総務部長（河村 常和君） 御質問の内容の前後になるかと思えます。

まず、期間の延長ということで、これにつきましては初めからいろいろ御説明させていただく中で、県下でやってる病院事業としての収用法の認可というものが初めてあるということもありまして、6カ月程度かかるという御説明をしてきた中で、それとともに、合併特例債がどうなるんだらうかという御議論もさせていただいて、その中で、療養病床、そういったものを病院として考えて、今後やっていくというふうな計画変更等もございました。その中で、郵便入札等によって、私たちも初めての設計の入札という段階を踏まえて、設計業者を選定し、その業者と療養病床等の話し合いをしていく中で、設計期間が少し短いのではないかという御指摘、また、進入経路等についての検討を再度されてはどうかと、マイクロバスの進入経路及び救急車に対する進入経路等をもう少しということで、設計の内容を協議する期間が3カ月間ありました。その中で、今お手元に配布しておりますような期間変更、6カ月おくれるというような状況になってまいりました。

先ほど説明がありましたように循環器内科を1名、来年の1月から着任していただけるということで、管理者が言っております残りの先生方も順次、今交渉を進めていって、開院に間に合うようにということではありましたが、6カ月延長というのは大変公営企業局にとっても、収入等が遅くなるということで大変痛いことではありますが、住民の御理解をいただいて、よりいい病院を建設したいというふうに進めております。

財源等の内訳については、財政課長の方から御説明させていただきます。

議長（新山 玄雄君） 村岡公営企業局財政課長。

公営企業局財政課長（村岡 宏章君） それでは、全体計画の中での財源内訳について説明させていただきます。

36億2,819万8,000円のうち、病院事業債が26億3,130万円、合併特例債、これは町からの支出金として当公営企業局では計上しておりますが、8億7,700万円、自己財源が1億1,989万8,000円を見込んでおります。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 河村企業局総務部長。

公営企業局総務部長（河村 常和君） 済いません。1点ほど申し述べる件がありました。お手元に配布の中にポプラ等移動という日程があると思えます。こちらが、先ほど話しておりました



はまやさん、それから、木元建材さん、それから、ポプラの移動等、この期間内におおむね終わることが可能だということで、この日程にしております。12月中に収用法の認可がいただけるというご連絡が来ておりますので、その中でこういった日程でと考えております。

それと、今後の収入についてという面もありましたけど、それについても、循環器内科で高齢者にかかわる心臓疾患等の高検査、その他をしていけば、当然それによる売り上げは内科の先生の大体平均的うちの病院での先生の1人分の収入は上げていけるだろうと、今回の補正につきましては実績、前東和で勤めていらっしゃる先生ですので、その実績もあります、先生の給与に見合う程度の堅実な収入見込みということで予算は計上させていただいております。

なお、泌尿器科も順次、大島病院の中でシャント等の手術をしていただければ、それなりの収入ということになると思いますので、そういった面で収入を改善していきたいと考えております。  
議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） もう一点聞いておきたいのは、今年度末の見込みで大体、今補正で示されとるのが大体3,694万9,000円の今年度の赤字見込みということで示されておりますが、これは当初と比較して、私の思い違いじゃたらいけんですが、半分ぐらい縮小するという考え方なのか、それとも当初の見込みと大体同額という見込みなのか、ちょっと聞いちゃきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 村岡公営企業局財政課長。

公営企業局財政課長（村岡 宏章君） 今年度の赤字部分につきましては、当初19年度に工事を幾分か見込んでおりました。その部分に対して消費税が発生します。その消費税を費用化するという段階で、費用化する消費税がふえるということで、その部分がふえておりましたのが、工事が19年度以降、20年、21年に以降するという形で、その部分が減っております。

議長（新山 玄雄君） いいですか。ほかに質疑はありませんか。浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 財政課長、先ほどの答弁の中で説明があったんですが、多分23ページに出とることが答弁だったと思うんですが、ちょっと僕の聞き間違いかもしれませんが、ちょっと数字が違うように思ったんですが、もう一回ちょっと答弁お願いします。

議長（新山 玄雄君） 財源内訳のこと。財政内訳、数字。村岡公営企業局財政課長。

公営企業局財政課長（村岡 宏章君） 申しわけございません。こちらの継続費に関する調書の中に書いてあります財源内訳というのが、こちら本日議会の方に提出されております資料提出時点での話でございました。その後、ちょっと年割等の変更といいますか、県の方に起債申請を今同時に行っております。先ほど説明させていただきました数字というのが、今度12月の14日に県の方に起債申請に参ります。そのときの最終的な費用でございまして、現在、議会に提出させていただいております財源内訳といたしましては、23ページの下補正後の表のとおり、企

業債が26億3,650万円、支出金が8億7,700万円、自己財源が1億1,469万8,000円ということでございました。よろしくお願ひいたします。

議員（6番 浜戸 信充君） はい、わかりました。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。ないようでありますので、質疑を終結します。

討論、採決は最終日といたします。

#### 日程第15・議案第9号

議長（新山 玄雄君） 日程第15、議案第9号政治倫理の確立のための周防大島町長の資産等の公開に関する条例の一部改正についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木副町長。

副町長（椎木 巧君） 議案第9号政治倫理の確立のための周防大島町長の資産等の公開に関する条例の一部改正につきまして、補足説明を申し上げます。

既に御承知のように、郵政民営化法等の施行に伴います関係法律の整備等に関する法律、いわゆる郵政民営化法でございますが、平成17年10月に公布され、平成19年10月1日に施行されました。これに伴い郵便貯金法が廃止され、郵便貯金という用語の整理が必要となりました。また、金融商品取引法は、金融商品を横断的に規制する法律といたしまして証券取引法から改められまして、本年9月30日に施行されております。これに伴い信託契約も法的に有価証券として取り扱われるということになりました。この2点を踏まえまして、政治倫理の確立のための周防大島町長の資産等の公開に関する条例の一部改正を行おうとするものでございます。

新旧対照表をごらんいただきたいと思ひます。

第2条第4号は、資産等の区分における「郵便貯金」という用語を削除するものでございます。第2条第5号は、同様に資産等の区分における金銭信託が現行の第6号に掲げる有価証券に含まれることとなったため、金銭信託を規定する第5号を削除し、現行の第6号の「証券取引法」を「金融商品取引法」と改正するとともに、第6号から第10条までの1号ずつを繰り上げるものでございます。

以上でございますので、何とぞ慎重なる審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願ひいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

議案第9号政治倫理の確立のための周防大島町長の資産等の公開に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第16・議案第10号

議長（新山 玄雄君） 日程第16、議案第10号周防大島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木副町長。

副町長（椎木 巧君） 議案第10号一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について、補足説明を申し上げます。

人事院は、去る8月8日、国会及び内閣に対しまして国家公務員の給与等の改定につきまして勧告を行いましたが、政府はこれを受けまして10月30日に指定職以外の職員については勧告どおり改定することを閣議決定し、さらに、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案等が国会に提出されました。同法律案は、11月8日に衆議院で、11月26日には参議院で、それぞれ可決、成立をいたしております。

本年は、国家公務員と民間の給与比較において、国家公務員の月例給、特別給、ボーナスでございますが、特別給のいずれも民間を下回っていることが明らかになったため、国家公務員の月例給を本年4月から0.35%改定するとともに、ボーナスについては、年間支給月数を0.05月分引き上げることが勧告いたしました。月例給については、初任給を中心に若年層に限定した俸給表の改定を行い、中高年層については据え置くこととされ、あわせて少子化対策の推進にも配慮し、子供等に係る扶養手当の引き上げ改定を行うこととされました。

この結果、年間給与は9年ぶりに増額することとなります。県でも人事委員会からほぼ同様の勧告がなされて、今県議会で改正案が可決される見通しであり、本町におきましても、人事院勧告に準じて所要の条例改正を行うものでございます。また、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴いまして船舶職員の給与及び旅費条例もあわせて改正するため、一括して一部改正といたしております。

それでは、改正の要点を逐条によって御説明を申し上げます。

第1条、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、給与条例第8条第3項に規定する子等に係る扶養手当の支給月額を500円引き上げ、現行1人につき「6,000円」を「6,500円」に改正しようとするものでございます。従来では扶養親族である配偶者がいる場合と扶養親族でない配偶者がいる場合では、子等に係る扶養手当に500円の違いがありましたが、この違いをなくす改正でございます。

また、これに伴い第9条で、必要な字句の改正を行っております。

第18条第2項中の勤勉手当の支給割合について、12月期の勤勉手当の支給割合を100分の5引き上げ、現行の「100分の72.5」から「100分の77.5」に改正するものであります。この改正で6月期、12月期を合計した年間の勤勉手当の支給割合や現行の「100分の145」から100分の5引き上げて「100分の150」となります。

別表は、一般職、医療職及び技能職に係る給料表の改正でございます。

第2条は、平成20年4月からの一般職の職員の勤勉手当の支給割合についての改正でございます。先ほど第1条で、12月期から勤勉手当の支給割合を「100分の77.5」とすると御説明申し上げましたが、平成20年4月からは100分の2.5引き下げて、6月期、12月期の勤勉手当の支給割合を「100分の75」とする改正でございます。結果的には年間の勤勉手当の支給割合は「100分の150」となり、今回の人事院勧告と同様の支給割合となるものでございます。

第3条は、周防大島町船舶職員の給与及び旅費等に関する条例の一部改正でございます。人事院勧告に添って別表の船舶職給料表(1)の改正を行い、また、あわせて該当職員、旧東和町離島航路船員のことでございます、該当職員というのは、これがなくなった船舶職給料表(2)を削除しようとするものでございます。

附則第1項、第2項及び第3項は、施行期日を定めるもので、第1条の規定のうち扶養手当及び給料表の改正に係るもの及び第3条に規定する船舶職員の給与の改正は、適用を本年4月1日に遡及するとしており、第2条の規定は、平成20年4月から適用といたしております。さらに、第1条の規定のうち、勤勉手当の適用は、本年12月1日としております。

附則第4項及び第5項は、この給与条例の一部改正に伴い、異動のあった職員間について均衡上必要と認められる程度で調整することができる規定でございます。

附則第6項は、改正前の給与条例の規定に基づいた給与が改正後の給与条例の規定による内払いとするとしており、改正後の条例の規定を適用した場合は、その差額を支給するということとなります。

附則第7項は、規則への委任でございます。

以上が改正内容でございます。

なお、今回の給与改正に係る影響額は給料表の改正で46人、62万9,000円の増、扶養手当の改正で144人、被扶養者としては272人が該当になります。これで163万2,000円の増、勤勉手当の改正につきましては、支給割合0.05月の見直しと給料表と扶養手当の改正に伴う、いわゆるはね返りとして774万1,000円の増となります。影響額のトータルは約1,000万円の増となります。また、職員1人当たりの年間給与は平均2万7,000円程度の増額となる見込みでございます。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 今全体的な影響額、副町長の方から補足説明があったわけなんですけど、まず等級ごとの職員の状況、等級ごと、いわゆる1等級、2等級、3等級、4等級、それぞれありますが、それぞれ職員の状況について報告を求めたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 吉田総務課長。

総務課長（吉田 芳春君） それでは、お答えいたします。

1級が8人、2級が45人、3級が106人、4級が120人、5級が21人、6級が20人、7級が10人。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） ええですか。ほかに質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） いわゆる船舶等についても、あわせて報告をお願いしたい。今言われるのは、いわゆる町職員の、いわゆる3条関係の1表で報告されたので、全体を報告していただきたいというふうにお願ひします。

議長（新山 玄雄君） 吉田総務課長。

総務課長（吉田 芳春君） 船舶職は現在4人ですけれども、級別を今ちょっと手元に資料がありませんので、それと技能職等につきまして、後ほど報告させていただきます。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 直接的に歳費にかかわる部分ではないというふうに考えておりますが、できるだけ答弁においては、今回変わるのはいずれも変わるわけです。御承知のように、企業会計だったらそれぞれ等級ごとに皆出してくるはずなんです。じゃが、どうしても行政職等級表、病院もあれですが、やっぱりきちっと出すべきだということをお願いしておきたいというふうに思います。

以上です。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

議案第10号周防大島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第17・議案第11号

議長（新山 玄雄君） 日程第17、議案第11号周防大島町国民健康保険税条例の一部改正についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木副町長。

副町長（椎木 巧君） 議案第11号周防大島町国民健康保険税条例の一部改正につきまして、補足説明を申し上げます。

御承知のとおり、75歳以上の後期高齢者等については、その心身や生活実態等を踏まえ、高齢者医療制度の抜本改正として、平成20年4月から新たに独立した後期高齢者医療保険制度が創設され、全国的に実施されることとなっております。これは都道府県単位に全市町村が加入する広域連合を設立し、75歳以上の者及び65歳から74歳の寝たきり等の者を被保険者として保険料の賦課決定、医療費の支給等の事務を行うものでございます。

本町におきましても、昨年の12月議会において山口県後期高齢者医療広域連合の設立の議案をお諮りしたところでございます。この制度全体の大まかな財源構成は、患者自己負担を除き、公費5割、現役世代からの支援4割、保険料1割とされております。これに伴い、本町国保制度から後期高齢者医療制度に移行する影響の概数は、人数で5,715人、世帯で3,425世帯、国保税で3億590万円の減少があると試算されております。

国保税の賦課を担当する税務課サイドの今後の対応といたしましては、1として、国保税率改正であります。これは現役世代からの後期高齢者制度への支援金部分の課税のために必要となっております。

2として、年金からの特別徴収でございます。これは65歳以上、75歳未満で、年額18万

円以上の年金受給者の被保険者の方について、介護保険で実施しておりますような、いわゆる年金天引き制でございますが、これが国保税においても、平成20年度から新たに導入されますので、そのための条例改正が必要となってまいります。このたびの改正は、2点目の特別徴収制度のための所要の規定の整備をするためにお諮りをするものでございます。

なお、1点目の支援金分の課税のための国保税率の改正につきましては、現在、3月議会への上程に向けて医療保険課と税務課の協議、庁内会議、国保運営協議会への諮問等適正税率等につきまして調整を行っているところでございます。

それでは、改正条文の説明に入らせていただきます。

簡単な改正でございますので、簡単に説明したいと思いますが、46ページをお願いいたします。

議案第11号の保険税条例の新旧対照表でございます。

第9条でございます。徴収の方法につきましては、今までの普通徴収に加え、特別徴収の方法を新たに導入する規定でございます。

第12条、特別徴収、第13条、特別徴収義務者の指定、第14条、特別徴収税額の納入の義務等につきましては、年金からの特別徴収につきましては65歳以上、75歳未満で、年額18万円以上の年金受給者の方につきましては、年金保険者を特別徴収義務者として年間6回の年金の支給月、4月、6月、8月、10月、12月、2月でございますが、これから天引きをしていただき、翌月の10日までに納入をしていただくものでございます。

第16条、既に特別徴収対象被保険者であった者に係る仮徴収、第17条、新たに特別徴収対象被保険者となった者に係る仮徴収等につきましては、4月、6月、8月の年金の支払い月については国保税額が確定しておりませんので、前年度の額から計算した見込み額により仮徴収するものであります。

また、この過不足は残りの10月、12月、2月分で、精算等をする事となるものでございます。新たに年金を受けることとなるものにつきましても、順次特別徴収の仮徴収を行っていくこととなっております。そのほかにつきましては、条ずれによる条番号の整理でございます。

なお、附則においては、施行期日は、この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、附則第4項及び第5項の規定は、公布の日から施行するとしております。適用区分については改正後の周防大島町国民健康保険税条例の規定は、平成20年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成19年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるとしております。

経過措置につきましては、特別徴収初年度である20年度の仮徴収額については前年度による見込み額で計算できることを規定をいたしております。

以上で説明を終わりますが、何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 1つは、後期高齢者負担率の問題です。後期高齢者負担料が実際に財源が占める割合、これは、いわゆる人数どうこうとも相まって、かなり上がっていく可能性があるというふうに思いますが、実際に2008年度出発時点では10%ということで行われておりますが、それがずっと制度を持続的位置という格好の中で、ずっと引き上がってくる可能性があるというふうに見ておりますが、その辺は実際的には2008年度、基本的には10%、いわゆる全国的に10%という格好で見えておりますが、実際的には2055年度、人口推計というのがありますが、それで見ると、規律、これは18.4%になるとも報告されております。そういう状況はつかんでおられるのかどうなのかというのが1点です。実際的につかんでおられるのかどうなのか、例えば、今回条例改正を出発して、実際的には来年4月から徴収、そしてまた、制度が出発するというところでありますが、国の議論等を聞いた上で見ても、そういうふうに変更がされとるといって、変動していくというのが資料の中であるわけなんです、その辺とこは実態としてつかんでおられるのかどうなのかという点が1点あります。

それと、今徴収方法がかなり問題になってくるということで、いわゆる年金加入者からの実際的な、いわゆる天引きという方法、これもかなりの将来的な問題が出てくるというのが一つ、この辺もどのようにつかんでいるのかということが一つ。

もう一点は、確かにいろんな形態があるが、いわゆる収入が少ない世帯からも基本的には取り立てたが、仮に取り立てに依じられない世帯が発生したとき、これは今、今度は法的にとれるような、いわゆる資格証明書を発行できるような方式になってきようと、いわゆる法的に、その辺もどのようにつかんでおられるのか、聞いておきたいというふうに思います。

あと実態として、後期高齢者の取り扱い、いわゆる診療報酬の、いわゆる医療費引き下げのためとして実際的には包括制度を導入しようとする動きがあると、それらをどのようにつかんでいるのか、あわせてつかんでいる範囲で御答弁をお願いしたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） 後期高齢者医療の件がありましたが、先ほども申しあげましたとおり、県内の医療費の増嵩によりまして保険料が決定するということになります。

ですから、山口県は1人当たりの老人医療費が高いということで、どうしても保険料も高くなっていくということで、これはこれからの医療費の増嵩ということはまだ資料をいただいておりますので、まだわからないところですが、できる限り保険料をアップさせないために健康づくり、



介護予防というふうには、その方に力を入れていかなければならないというふうには県の方も思っているとっております。

議長（新山 玄雄君） 橋本税務課長。

税務課長（橋本 澄夫君） 特別徴収の徴収方法でございますが、年金加入者の変動ということでございますが、特別徴収の概数につきましては約1,000件を見込んでおります。一般医療、後期高齢部分が対象になるわけでございますけれども、これに平均的な世帯の例を掛けて4,000万円から5,000万円前後であろうと推計しております。これは20年度の予算でまたお示ししたいと思っております。

それから、収入が少ない世帯からの徴収についてでございますが、これは現在、国民健康保険税が実施しておりますように、短期証、資格書等適正に運用してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 今回の、いわゆる後期高齢者を独立させて、一つのプールしてやっていくという中に、先ほど質疑したように包括的医療、いわゆる上限を設けるという格好の制度も内包しちよるわけなんです。その辺について執行部側でつかんでおれば、やっぱりきっちと答弁をしていただきたいというふうに思います。実際的には医療費ですから、本来ならその目的に応じて医療費が設定されるということなんです。例えば、いろんな要件がある中で、包括主義というのが出てくるというのを今言われておりますので、医療費の包括主義ということで実際的には言われております。この制度改正とあわせて導入されると、後期高齢者についてはそういう格好も言われておりますが、実際的にはどうなのか。今既にニュースとしては流れていると、執行部側にも流れているというふうに思いますが、つかんでる範囲で答弁をお願いしたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） 包括的医療ということですが、現在、まだ情報は全く入っておりません。

議長（新山 玄雄君） いいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 後期高齢者医療制度の部分に関して、なぜ反対するのかという点を明らかにしたいというふうに思います。

まず、第1点は、いわゆる今回の大幅な改正はどこにポイントがあるかといったら、国の実際

的な医療費抑制施策が大きなポイントになっております。といいますのが、今まで国が、いわゆる医療費に占める割合、これは通常今までは45%という言い方をしておりましたが、実際的にはその部分をどう抑えていくかということが一つの、いわゆるポイントがあるという点で、実際的に年をとっても、やっぱり生きていくためにはきちっと病院にかかり、やっぱりきちっとした看護を受けていくという形からいえば、結局高齢者だけを、いわゆる後期高齢者だけを一つにやっていくということになれば、かなりの負担割合の増につながるというのが1点です。

それと、もう一つは、先ほど今情報はないと言いましたが、医療の方の包括主義が出てくると、いわゆる一定頭打ち、医療費の頭打ちというのが出てくると、それ以上は保険適用外という格好にならざるを得んという部分が出てきます。

それとあわせて、先ほど適正なという答弁をされましたが、實際上、短期保険証にしても、資格証明書にしても、実際的にはお金がなくて払えないという世帯も実際は出ようるんですよ。その制度、例えば、国保から切り離すことによって、そういう高齢者を一固まりにして、お金を払えん方は、いわゆる法的に本当は資格証明書の発行や短期保険証の発行が可能になるというやり方によって変わってくると。この辺はやっぱり生存並びに自分たちの何歳であっても健康で文化的な生活を営む権利からすれば、大きく後退していくというふうに思います。

それと、先ほど答弁ありませんでしたが、実際的に医療費のいわゆる、失礼しました。保険料の占める割合の変更、これも今介護保険が3年に1度、いわゆる3年に1度だったと思いますけど、変更が起こりようります。それは、例えば、実際的にはその加入者が、実際的には負担が大きくなっていくちゅうが、下がっていくちゅうことはないんですよ。実際的には大きくなっていくという仕組みがあります。それが今の段階で後期高齢者制度が出発したら、制度の矛盾から、結局はそれが累積してふくらんでいくという可能性が大の部分があります。そういう面から見れば、ここで後期高齢者だけを一つの、いわゆる保険に当てはめてやっていくということになると、いろんな諸矛盾が出てくるということは今の段階で明らかなんですよ。ぜひそういう点を含めれば、ただ単に国が決めたんだからしょうがないという立場はやっぱりいかなものかという点を明らかにしておきたいというふうに思います。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。ないようでありますので、討論を終結します。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

議案第 11 号周防大島町国民健康保険税条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第 18 . 議案第 12 号

議長（新山 玄雄君） 日程第 18、議案第 12 号周防大島町簡易水道事業給水条例の一部改正についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木副町長。

副町長（椎木 巧君） 議案第 12 号周防大島町簡易水道事業給水条例の一部改正につきまして、補足説明を申し上げます。

第 30 条を改正するわけでございますが、第 30 条は料金算定の特例規定でございまして、2 カ月分の検針料金算定が原則でございまして、2 カ月の途中で給水開始を行ったり、または 2 カ月の途中で休止、廃止等を申請された場合の算定の特例がこの第 30 条の料金算定の特例規定でございます。

しかしながら、現行では 11 トン以上使用された場合には、通常の 2 カ月で算定した計算方法でやった場合よりも特例の方が不利になる、要するに、2 カ月丸々使ってないにもかかわらず 11 トン以上使っている場合には不利になるということが明らかになってまいりました。

そこで、これを改善しようとするものでございまして、要するに、超過料金を適用する金額を、1 トン当たり特例の場合の超過料金を 240 円と、通常の場合と同じにしておったわけでございますが、ここを「175 円」に変更しようとする改正でございまして、これで不利が解消されるということになるものでございます。

施行の期日の規定で、平成 20 年 4 月 1 日から施行しようとするものでございます。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

議員（16 番 広田 清晴君） 水道料金、一気に大幅に引き上げた中で、今回の条例改正はそれとは趣旨的に違うわけなんです、実際的に、例えば、実例等が、例えば、条例で矛盾が出た場合、やっぱり気がつくのは実例なんです。実際的には実例等、その実例等については数度あった中で、こういう条例提案をするのか、いわゆる書面上、実際的にはこういう矛盾があるよのということで条例提案したのかでは、いわゆる実態額が全然違うというふうに思うんですよ。

それで、これは書面上でこういう状況があったのか、それとも実態として実はこういう矛盾が

明らかになったから条例改正しようとするものか、ちょっと答弁を求めておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 村田環境生活部長。

環境生活部長（村田 章文君） 今の改正についての実態、書面の両方の観点です。実際にそういった例、今副町長の方から補足説明ありましたように、2カ月に満たない、1カ月に満たないで利用した場合、今の例で申しますと12トン使用した場合でございますが、2分の1の基本料金が2,100円ですから、2分の1で1,050円になるわけです。あとの6トンは現在の超過料金そのまま適用しますと、立米当たり240円でございますので、それに6立米分掛けますと1,440円、合計しますと2,490円ということになるわけです。実際には12トンまでは一般的には基本料金で済みますから2,100円、この差額が生じます。このたび、この後の議案でお諮りしますが、下水道料金、この改定に伴い種々料金についての超過分について、種々検討する中において、こういったことをきちっと、これではかえって短期間、同じ12立米使った人の差が出るじゃないかということが判明しましたので、このたび、こうしてお諮りしてるような次第でございます。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 実際的にその矛盾というのは2カ月くりでの徴収での矛盾なのか、例えば、私たち旧町の場合は1カ月徴収、これは水道料金等についても1カ月徴収を長くやってあって、合併以降2カ月徴収ということになったのではなからうかというふうに思いますが、その中での矛盾と解釈していいのかなど、非常にわかりにくい部分があるので、わかる範囲で答弁してください。それ以外ということによければ、それでいいです。

議長（新山 玄雄君） 村田環境生活部長。

環境生活部長（村田 章文君） 矛盾と申しますか、あくまで例規どおりに今までこういった実例ございますが、短期間の方については今240円の立米当たり単価で徴収させていただいているのが現状でございます。

しかしながら、今回種々すべて料金改定等する中において、やはりそういった公平性という観点から、この条例について改正するのが住民のために適切ではないかという判断のもとに今回お願いする次第でございます。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

議案第 12 号周防大島町簡易水道事業給水条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第 19 . 議案第 13 号

議長（新山 玄雄君） 日程第 19、議案第 13 号周防大島町公共下水道設置及び管理条例の一部改正についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木副町長。

副町長（椎木 巧君） 議案第 13 号周防大島町公共下水道設置及び管理条例の一部改正につきまして、補足説明を申し上げます。

現在の下水道使用料金は、新町合併時に統一制定をいたしました。下水道事業特別会計、農業集落排水会計または漁業集落排水特別会計も含めてのことですが、これは一般会計から多額の繰り入れをして収支を保っている状況でございます。平成 18 年度収支を見ますと、建設途中でもあり、供用開始後間もない処理区もあることなどから、そういうことはありますが、収入が 9 億 1,099 万 6,000 円に對しまして支出が 12 億 3,561 万 6,000 円で 3 億 2,462 万円の不足となっております。起債償還額、人件費を除く経費のみを使用料で賄おうとすれば 9,287 万 9,000 円の不足となって、これをすべて使用料で賄おうとすれば、現在の使用料を 64% 近く値上げをすることが必要となってまいります。適正な下水道使用料はいかにあるべきかということにつきまして、周防大島町下水道使用料検討協議会において、6 回にわたり慎重審議をいただき、先般、答申をいただきました。

答申書を踏まえ、種々検討した結果、下水道事業会計の健全化に向けて、このたび使用料金等の改正をお願いしようとするものでございます。

下水道事業は独立採算性が原則ですが、大幅な値上げは住民生活に及ぼす影響が極めて大きいと思われまますので、改正幅は最小限にとどめたいということから、約 30% といたしました。

この度の改正は、第 29 条が使用料の算定で、このうち基本料金は 1,800 円から 2,200 円に、超過料金は 12 トンを超え 40 トン以下が、1 トン当たり 160 円から 210 円に、40 トンを超え 60 トン以下が、1 トン当たり 120 円から 160 円に、60 トンを超えたものにつきましては、1 トン当たり 100 円から 140 円にしようとするものでございます。

また第 2 項第 1 号中、簡易水道事業給水条例第 30 条は、使用水量と料金の算定の規定でござ

いますが、旧町時代の第26条を引用していたため、これは引用上の改正でございまして、第30条に改めたいというものでございます。

また給水装置を2人以上で使用するときの認定につきまし、条例間の表現を統一するためのものでございます。

次に第30条は、使用料算定の特例の規定で、先ほどの簡易水道条例と同じでございまして、特例の方が不利になるということを解消するための改正でございまして。

附則は施行期日の規定で、平成20年4月1日から施行しようとするものでございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） まずこれは公共下水であります。公共下水でいえば、旧橋町、旧東和町の一部で、基本的には推進されてきた事業というふうに、私は認識しております。

そういう中で、町長自身が、旧橋町においてこの事業を推進されたというふうに思います。

その中で、実際的に、先ほど副町長の方は、原則はいわゆる独立採算といいますか、そういう言い方をしますが、実際的にそういうことを言えば、当初から事業そのものはできる要素がなかったんじゃないかと。それは実際的に、その事業を推進しようとするれば、その事業の推進の理由が要ります。

何のためにその事業をするのかという点があります。

例えば、私はその当時、町は違いますからその場で議論しておりませんが、実際的には、現中本町長自身が、いわゆる環境の、いわゆる整備、いわゆる環境、海水等をきれいにしていくなかというのが、一つの目玉にあったんじゃないだろうか。

それと、そこに住んでいる人の環境衛生上のいわゆる推進ということではなかつたかというふうに、私はそう思われます。これは特別会計で、旧町ではやってなかった事業ですから。

とすると、いわゆる比較対象物、いわゆる60%が本来なら、いわゆる維持できる最低限の引き上げ幅だという比較そのものが、非常に無意味、ナンセンスなものではないかというふうに考えます。

その点で、事業目的と会計上の認識、これはもう非常に乖離したものがあるんじゃないかというふうに思いますが、町長自身が、事業推進者としてやってきたわけですから、どのような認識から出発されたのかまずお聞きします。

議長（新山 玄雄君） 村田環境生活部長。

環境生活部長（村田 章文君） ただいまの事業自体のあり方についてという基本的な考え方と

ということですが、今、議員さん御指摘のように、住民の生活環境の改善の面、また自然環境の保護、環境対策、非常に昨今言われてますが、そういった面、それと同時に、先ほど副町長が補足説明で申しました独立採算と申しますか、受益者の負担がどうあるべきかという、この3つの柱をもとに、利用料金についての検討はされるべきだと考えますし、今回もそのような3つの観点、住民の生活環境の向上、また自然環境の保護、また受益者負担のあり方、この3つの柱をもとに、どのあたりで接点を見い出すかということで、十分検討した結果でございまして、決してそういった住環境の、独立採算の64%上げなきゃいけないという前提じゃなくして、今の3つの柱をもとに十分検討したことでございまして、今後もそういった自然環境、また住環境の整備、また受益者負担、この3つの柱を基本におきながら、十分検討して、住民生活に、より影響を与えないような範囲で、今後も検討してまいりたいと考えております。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 今、担当部の方は、そういうふうに答弁されました。しかし、実際的には、事業推進、今もやりよるわけですしね。その中で、大幅な引き上げをしていくちゅうことについては、私は説明責任も脅かす状況が発生するんじゃないかというふうに思います。

これ後から、例えば旧町でやっておった事業は、今の議案の中にはありませんから、あるいは類似する課題として、当然、中本町長も旧町で事業推進するときは、少なくとも、今、私が述べたような推進点を明らかにしながら、事業を推進したんじゃないかというふうに思うんですよ。

そういう中で、いわゆる一般会計から繰り出すものについては、極力押さえんにゃいけないという発想は、その当時からあったんかどうなんかも、非常に疑念があります。

一定程度、やっぱり事業を営むためには、独立採算ちゅうのは、事業出発点から無理だという認識はあったのかなかったのか。当時の首長としてです。あったのか、なかったのか。旧町の首長並びの現町長としての認識を問いたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 中本町長。

町長（中本 富夫君） 私が、橘町の町長に就任したのが平成3年でございます。

したがって、橘町の総合計画を立案をいたしまして、そのとき、町民からまず第一にアンケートをとりました。

その第一番がやはり、都市と田舎との格差是正のためには、下水道が最優先であるというのをいただいた。これが第一、ほかにありましたがね。

第一に掲げたのが、町民の皆さん方のアンケート、90何パーセントですか、聴取いたしましたけど、第1義であったわけでございます。

したがって、私としましてはまず公共下水というものを最優先にするのが、私の使命であるということからそれを始めた。橘町、始めました。

ちょうど安下庄の公共下水が7年であったと思いますが、年次を追いまして、日良居の方は、農排でやったんですが、町全体をやりたいと。

当然のことながら、大変こう財政的にも厳しかったけれども、引き続いて浮島が、これが6年に始まったと思いますが、10年に供用開始を始めました。9年の末から10年にかけて供用開始を始めました。安下庄が7年に始めました。日良居が9年であったと思いますが。

そのようにまず都市と田舎の格差をなくするためには、それをまずやってくれと言われた以上、私もやらざるを得ないということから始めたことでございます。

当然のことながら、これだけで経営ができるとは思っておりませんでしたけれども、しかしながら、町民がそうしたことで納得するのであれば、それは一般会計から入れてもやむを得んじやないかというふうなことから発想しております。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 率直な答弁だと思います。実際的に、私ども、後からの会計、後からの議案では、旧大島町もかわりがありますが、ときの町長として、やっぱり環境改善の大きな柱と、都市と、いわゆる都市と農村地帯といいますか、都市との近郊格差を是正するという格好とか、そのときどきの首長がそれぞれの公約において出発したというのは、まぎれもない事実だし、その要求は町民の要求に根ざしたというのも間違いないというふうに思います。

実際的に私たちが言うのは、実際的にそれは、町執行部がいわゆるそのときどきやっぱり認識としては、それが大事な仕事なんだということで、当然、いわゆるつくるまではある意味では見やすいこと、ある意味では見やすいことなんです。いわゆる起債とそれらで行くわけですから。

しかし、当然、ときの首長とすれば、当然つくった後の運営も、当然考えていくのが当然首長の責務なんです。

そのときに、やっぱり今答弁があったように、実際的には、旧橋町の町長としては、一般財源投入もやむを得ないという認識であったということでもあります。

今、実際的に、今回、出されようとしておるのは、30%の大幅引き上げというのは、確かに検討委員会で5回か6回、やられたかもわかりませんが、いかに言うても大き過ぎる。

これを今の段階で30%引き上げたら、それは大変な状況が起こる。

ちょっと考えてみてもろうたらすぐわかるんですよ。例えば、国保で上がったよと、ほいで水道料金で上がったよと。ほいで今度は下水でしょう。

そうなると、痛みどころか、もう支払いが困難になるという世帯もふえてくるんですよ。

私はときどき言うんですが、実際的には、比較対象物が悪いということなんです。

政策的経費ならやっぱり町は苦労しても、ほかのところを節約してでも、それをできるだけ抑えていくという立場が、非常に大事じゃないかというふうに思います。



実際的に、今回、30%上げたら、これは町民から、かなりの抗議が来るということは明らかにしちよきたいというふうに思います。

以上です。私の質疑を終わります。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。小田議員。

議員（23番 小田 貞利君） この30%の値上げの部分ですが、この後に、値上げした後に、ほかの合併槽であったり、従来からのくみ取りであったり、そういった部分の処理に関する経費等のどのぐらいに縮まるのか、差が。

それをまずお示しいただきたいと思います。

議長（新山 玄雄君） 村田環境生活部長。

環境生活部長（村田 章文君） 今の一般の下水が普及してない地域との金額の格差がどうかという御質問の趣旨ではなかろうかと思いますが、現在、大体、一般の浄化槽等で、年間6万五、六千円程度と、私ども聞いておるわけですが、実際、今の平均的な下水の料金が3万円から4万円の間、世帯によって違いますが、ランク別のその中でも世帯によって異なります。大体3万円から4万円程度というふうに推定しております。

したがいまして、単準に30%ということでしたと、2万円前後の差ということになるのではなかろうかということになります。

議長（新山 玄雄君） 小田議員。

議員（23番 小田 貞利君） 現在の普及率、50%にもまだ満ててないという状況であると思いますが、その中でまた今後の計画も、全体が計画されているようなふうではないように思いますが、そういった部分で、先ほどの答弁では部長は、今後も検討していくというふうな答えでありましたが、一般的に僕らが考えるのは、公共下水だからとか、合併槽だからと、従来からのくみ取りだからとかいうふうに分けるのではなくて、下水の処理にかかる経費が、あくまでも周防大島町民が平等な経費が、水道料金と同じ、以上に。水道料金の場合はもう90%近い普及率があるわけですから問題はないと思うんですが、こういった部分の公平性を今後ともより高めていっていただきたいと思いますがいかがでしょう。

議長（新山 玄雄君） 村田環境生活部長。

環境生活部長（村田 章文君） 現在の下水道事業と申しますか、農排を含めての事業ですが、これ、効率的に考えましても、人家が1軒、2軒あるところまで、そういった工事を施工するようなことは不可能と考えられます。

したがいまして、今のこの行政区域内に住んでいらっしゃる住民の方に、要するに下水処理についての公平性の件についての御質問ではなかろうかと思いますが、現在、合併浄化槽について、国の補助制度を活用して、本町でも毎年実施しているところですが、その補助制度についても、

全国各地にはいろいろつぎ足し補助とかいろいろやっておるところもございます。

そういった観点から、要するに、合併浄化槽についての下水が工事でできない地域についての合併浄化槽の補助の見直しについて、今後検討して、つぎ足しの補助制度を考えていくべきではなからうかと考えております。

議長（新山 玄雄君） 小田議員。

議員（23番 小田 貞利君） 最終的に、値上げをするのは、全然うれしいことではないんですが、実際、経費は各個人みな負ってるわけですので、それが極力同じような経費負担になるような方向でお願いをしたいと思います。

議長（新山 玄雄君） いいですね、答弁。ほかに質疑はありませんか。浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 今後の影響ですけども、当然30%値上がりしていくということは、また将来もわからないわけですよ、やっぱりまた値上げもあるかもしれません。

そう考えると、今後、新たに計画をされてる地域について、やっぱり住民の皆さんも、本当に公共下水が必要なんかとか 個人的にですよ 思う部分は、住民の皆さん、出てくると思うんですよ。

そういう中で、町として今後はそういう意見があっても、やっぱり推進をしていくんだと。公共下水についてはやっていくんだということなのか。やっぱり将来見直しが出てくるのかどうか。

その辺、ちょっと考えがあれば御答弁を願います。

議長（新山 玄雄君） 椎木副町長。

副町長（椎木 巧君） 先ほどから部長の答弁にもありましたが、要するに、今、3つの形態でこのし尿処理というのが行われていると思うんです。

一つは従来型のくみ取り方式と、もう一つは、個人で設置した、補助はありますが、個人で設置して、個人で管理しておる合併処理浄化槽、もう一つは今、集合処理といって町が管理しているその下水道関係、この3つがあるわけでございますが、先ほどから部長の説明にもありましたように、くみ取りの1カ月当たり、まあ2カ月当たりのかかる費用と、合併処理浄化槽を年間の管理費を2カ月に割戻したときの費用と、この集合処理でやってる、町が管理してる下水道でやってる2カ月当たりの費用とを比較したときに、先ほどから小田議員からも質問がありましたが、そこらあたりのバランスが非常に悪いんじゃないかと。

これ、今回の値上げによって、どのくらいの格差が埋まってくるのかという御質問であったと思うんですが、本来、くみ取りはちょっと別にしましても、個人で設置する合併処理浄化槽は、当然後々の維持管理は、自分でするわけでございますから、当然、そちらの方が非常に高く、町が大きな一般会計の繰り出しをしながらやってる合併処理浄化槽よりも、こちらの方がずっと安いというのは、非常にアンバランスなことがあるのではないかと思います。

先ほどから30%の議論がありましたが、実は、起債の償還額と人件費は除いて、なおかつ9,000万円の赤字が出るということでございます。

これは要するに、合併処理浄化槽でいえば、維持管理費だけに当たるものでございますから、そのことはせめてバランス的には、維持管理は使用料でできるというのが基本的な話ではないかと思っております。

しかしながら、そこまで行くと、非常に大きな負担増になるということでございます。

それで、今後、普及をするとき、今まだ未普及の地域での説明をするときに、将来の使用料の見込み額を示して、説明がされるのかどうかというふうな意味の質問だと思いますが、当然、今の現在の周防大島町が経営しているその下水、集合処理の下水については、非常に赤字を抱えておることからして、当然その一つには、今までのように、最後の末端の1軒まで全部を集合処理するのかということの見直しと、もう一つは使用料の見直しも含めて、この個人が設置している合併処理浄化槽との維持管理とのバランスというのは当然考えていかなければならないと思います。

そういうことからしますと、新たな、今度は区域を定めて新しい事業を起こすときには、それらを相当慎重に検討しながら、またそこら辺の内容もちゃんと詰めたものを地元にも説明しながら、それでもなおかつ取り組むかどうかという判断をしなければならないというふうに思っております。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 今回の公共下水の引き上げについて、あとからずっと下水にもかわかりませんが、実際的には、そのときどきの首長の政策的、私は経費部分じゃないかというふうに思っております。

と言いますのが、そのときどきの町長がやはり将来見通しも含めて、当然、計画、いわゆる財政部分も含めて、計画していくというのは当然だろうというふうに思います。

そういう中で、例えば比較対象物を間違えたら、私は、大変な負担増につながっていくというふうに考えます。

例えば、今、下水普及率が4割前後という中で、4割前後ですね、いう中で、実際的にほじゃ特別会計だからというて、実際的にそれぞれ会計ごとに引き上げをしていったら、これはほいじゃ何のための事業を進めたんかということになります。

実際的には、経費の節約をしながらも、特別会計といえども、赤字の見込みは当時からあった

はずなんですよ。

当初から当然あったと思うんですよ。その中で、実際的には負担増を、私は安直にという言葉が適切かどうかは別にして、町民の中にまず示して、ほでその中でやっぱり議会に諮るべきだというふうに私は考えます。

特にそのときどき、後から出てきます私どもの町もやってきたんですが、やっぱりその当時から独立採算は困難なということは、わかっちゃったわけですよ。

それを今になって、全体として、ときどき言うんですが、国からの交付税が大幅にカットされたという中で、実際に特別会計の繰り入れ困難だけで引き上げると、私は大変なことにつながっていくというふうに思います。

やはり、私は、そのときどきの首長の責任はあって、その責任はそのときどきの予算に反映されるというふうに私は見ております。

ですから、当然、今回の大幅引き上げは、絶対だめだという点を明らかにしちよきたいというふうに思います。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 次に賛成討論はありますか。 反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第13号周防大島町公共下水道設置及び管理条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

休憩しましょうね。暫時休憩します。2時半まで休憩します。

午後2時14分休憩

.....  
午後2時30分再開

議長（新山 玄雄君） 全員お揃いのようにあります。それでは再開いたします。

#### 日程第20・議案第14号

議長（新山 玄雄君） 日程第20、議案第14号周防大島町農業集落排水処理施設設置及び管理条例の一部改正についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木副町長。

副町長（椎木 巧君） 議案第14号周防大島町農業集落排水処理施設設置及び管理条例の一

部改正につきまして、補足説明を申し上げます。

前段につきましては、先ほど公共下水道条例の改正で説明いたしましたことと同様でございます。

第30条は使用料の算定の規定で、「合計額」を「額」に改め、公共下水道条例及び農業集落排水条例にあわせたいというものでございます。

料金表は公共下水道条例と同様でございます。また同条第2項第1号中の簡易水道事業給水条例第30条も公共下水道で説明いたしました条例改正と同様の理由でございます。

次に第31条は、使用料算定の特例の規定で、これも簡易水道、または公共下水道条例にあわせるというものでございます。

以上のような改正内容でございます。附則でございますが、施行期日の規定で、平成20年4月1日から施行しようとするものでございます。

何とぞ慎重なる御審議、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 今回の農業集落排水事業、このくくりでいうと、戸田、日良居、沖浦西、和田、沖浦東、事業的には、秋も農業集落排水事業で行うが、最終的には公共下水の方につながるという格好になるんじゃないかならうかというふうに思いますが、実際的に私が触れたのは、さっきと視点が一緒なんです、実際的に。

ほいで、例えば沖浦西事業を推進するとき、どういう言い方をされたかという、負担がすごく低いんだという前提で各戸に回りました。実際的にです。

ほいで、今回、今、秋をやりよりますが、実際的にはそういう説明がきちっとされとるのかどうなのかというのが、実際的にこれほど上がるということになれば、事業参加も結果的に少なくなるということにつながるんじゃないかならうかと。

これが、旧料金体系できちっと言いよるから、まだ混乱は出ないが、今、着手しかかったといいますが、2年目になりますか、秋なんかでもきちっとした説明をされとるのかどうなのか。

また旧町の、旧大島町の職員さん方で、実際、わかっと思ふんですが、この事業としては、いわゆる公共下水よりももっと負担が低くて済みますと、環境の役にも立ちますということで、各戸集落訪問をやっていったわけですよ。

そういう中で、7割、8割、農排でも、そういうところまで進んでいったというのが実態なんですよ。

そういうところの認識について、皆さん方、今の部長さん方、わからんかもわかりませんが、少なくとも課長クラスは、皆そういう、そのときのことを知っちょるんじゃないかというふうに

思うんですよ。

その辺で、旧町の認識、いわゆる説明をしていった経過と、知つとる職員がおつたら、やっぱり先ほど町長が答弁されたように、実際的には政策的事業であり、それにかかわるのが政策的経費なんですよ。それを一気に30%引き上げたら、大変なことになるというふうに思うんですよ。

ですから、その当時のいきさつ、私は決してうそではないというふうに思います。

やっぱりきちっと、一気に30%引き上げはごめんだちゅうんが町民の声なんですよ。その辺をやっぱりつかんだ上で、今回の引き上げにつなげたのかどうなのか。

その辺もやっぱり、町長、副町長、また旧大島町の職員さん方で答弁を求めたいというふうに思います。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 村田環境生活部長。

環境生活部長（村田 章文君） まず1点目の秋地区、現在、事業を推進しておるわけですが、秋地区の方に料金改正のことについて、説明しとるんか云々という趣旨の御質問ではなかったかと思いますが、料金改正、このたび初めてこうして議案として上程さしていただいております。

したがって、料金改正のことについては、秋地区について、料金が改正になります、どうなりますということは説明いたしておりません。

また、確かに今、広田議員さん、おっしゃられたように、要するに事業推進のときに、非常に経費的と申しますか、自己負担と申しますか、について、今よりも安くなりますよということをおし上げたのは事実です。

確かに、そう、私も旧大島町職員としてそのことは認識いたしております。実際問題、安いのも事実です。

1点、これちょっと、旧大島のことになってはなはだ恐縮ですが、旧大島においては、合併時において、広田議員さん、ご存じのとおり4,440円でしたか、基本料金が。トン数は若干、上までありますが、要するに現在の2,000円以下という料金に改正される、調整されたという事実もあるわけでございます。

そのあたりでもって、先ほど下水のときの広田議員さん、御質問にお答えしましたが、そういう政策的な、環境対策とか、生活環境対策とか、そういった面に対する経費の支出が必要ということは、十二分に配慮しておるつもりでございますが、そういった総合的な観点から苦渋の決断をしたということをおひとつ御理解いただきたいと思っております。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 今、答弁があったように、確かに、実際的に、合併のときに一

定の引き下げが行われたというのは認識としてあります。

しかし、合併のとき、そのほかの部分は、かなり落ちていったというのも事実なんですよ。

例えば、いわゆる調整の段階でいろんな福祉のこと、そのほかを含めて、それ以上の部分が、私は悪くなった部分があるというふうに認識しておりますので、誤解がないようにね。

やっぱり実際的には、先ほどからまあ繰り返しになりますが、政策的事業に対する経費なんですよね。それをどう見るかということなんです。

そのときどきの首長が、やっぱり判断として、私たちからすれば、一気の引き上げ以外何のものでもないんですよ。

30%の大幅引き上げ、少なくともその半以下で、やっぱり議論を進めてみるべきなんですよ。圧倒的広い議論。

その中でやっぱり中身を問うて、やっぱりやっていかんと、とにかく財政が大変なんじゃちゅうことで、一気に引き上げ、負担を引き上げると、私は大変な状況、起こるんじゃないかと。

ましてやそのときどき、首長が進めていったことは、決して私は、この下水事業ちゅうのは間違いじゃなかったとは一方で思いよるわけですよ。

それを一気に引き上げたらやっぱり間違いだったじゃないかちゅうことになるんで、やっぱりそれはあれでしょう。そのときどき空手形じゃないわけですから、やっぱり環境そのほかを含めて進めていったはずなんですから。それ絶対あれです。曲げられんとこじゃないか。ましてや秋の必要性について、私はかなり出発前に議論したと思います。

かなりの負担増が見込まれるんじゃないかということで、何でかちゅう質問もして、その上で町長が選択して、進めていったわけですから、それやっぱりきちっと、とらえていただきたいという点があります。

大体、今回の引き上げ案については、かなり本当、住民に説明しようがない引き上げだったということは明らかにしちよきたいというふうに思います。

以上です。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありません 答弁要る。ほいじゃ、椎木副町長。

副町長（椎木 巧君） 30%が低い引き上げだというふうには全く思っておりません。

それで、何と比較対象にするのかということでございますが、先ほどもちょっと申し上げましたが、例えば、各世帯の人数が皆違うわけですから、一概には言えませんが、例えばくみ取りの費用が、月どのくらいかかっているかということを経済計算しまして、それを12カ月したときの額と、合併処理浄化槽が年間、これも世帯の人数、家の大きさによりまして人槽が違いますから、例えば6人槽とか、8人槽とかありますが、その人槽によっても違いますが、例えば、6万円から8万円というふうな額だというふうに聞いております。

それに比較しますと、町が非常に大きな一般会計からの補てんをしながらやっておるこの集合処理の下水道が、例えば、水道使用料でいいますと、二月で60トンとか80トンが標準的なもんだと思いますが、それによりまして比較したときに、いかにもバランス的によろしくないということも事実でございます。

そういうことからしますと、比較対象を、当初推進したときに、安いんです、安いんですよと言うて仮に推進したとしても、それは例えば、今、現在の個人でやられてる合併処理槽、またはくみ取りと比べたら、当然、今の方がまだ安いわけです。

それらと比較しますと、当然、今回の改正で30%上がったとしましても、まだまだ個人が自分で管理しておる合併処理浄化槽から比べれば、ずっと低く抑えられておるということも事実だと思っております。

そういうことでございまして、できれば使用料は安く抑えるということにこしたことはございません。

それともう一つは、一般会計から繰り入れて、当然安くするということが手がないわけですが、そういたしますと、先ほどの補足説明でも申し上げましたが、起債の基幹施設に対する起債の償還額、基幹施設だけじゃありませんけど、起債の償還額と町の管理する人件費部分につきましては、すべて一般会計から持ち出しておると。

今、概略で言いますと、そこが約2億円ぐらいかかっておるわけでございますから、それは当然、一般会計から補てんをしながら、使用料を抑えておるといふふうにもとっていただきたいと思っております。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 実際的に、今、比較対象物について副町長の方から説明がありました。

言いますのが、今でも合併処理浄化槽よりは、仮に引き上げをしたとしても、まだ低いんだという言い方がされました。

しかし、実際的に、私は、例えば加入するときになんかという点が抜けたらいけんというふうに思うんですよ。加入するとき。

実際的にいろんな皆さん方がいわゆるその事業にのっていくとき、当然、町は説明責任を果たすわけなんです、実際的にです。

ほでそんな中で、いわゆる1ホールごと、1ますごとのことも言うし、将来的な部分も言うとい



う格好の中で、それぞれのいわゆる個人がああそれならやっていこうかということで、生活的な部分を耐えうるかどうかも含めて、一定程度、その事業に入っていくというのは、私は客観的事実だろうと思いますし、仮に例えば将来的にこういう方向になるよと言やあ、その事業のときに、少なくとも疑念を生じる発言があってもええいうふうに思います。

基本的に、契約した後、事業が済んだ後、料金高騰を迎えると大変な反発があるんだということ、やっぱり町長も、副町長も、私は知るべきだというふうに思うんです。

仮に、例えば、私はよく言いますが、一般会計と特別会計のあり方の中で言うんですが、特に独立採算という言い方ができないのが、今、周防大島町のそれぞれの特別会計の現状なんだという認識を逆に持っていただきたい。

確かに実際的には、いろんな特別会計がありますが、実際的に、ほじゃ特別会計からだといって、独立採算の原則を持ち出していったら、事業実施、その会計そのものはパンクしてしまうという財政的な状況、事業状況があるんだということも、私は再度言いたいと思うんですよ。

やっぱり、今の時点での大幅引き上げは、先ほども言いましたように、実際的には町民の生活実態から言えば、ここ4年間、本当に大変な状況なんだということなんですよ。

いわゆる町に払う税、または国民健康保険税、所得税、そしてまた各種利用です、そして負担。それを考えると、雪だるま式という言葉がありますが、町民の生活実態は雪だるま式な引き上げにつながるとというのを、やっぱり私はある時点では、議会も判断せんにゃいけん。そういうやり方が正しいのかどうなのかということも、やっぱり私は議会に問われちょる。一人一人の議員に問われちょるというふうに思います。

やはり今回の引き上げはあくまで大幅な引き上げじゃって、町民的な立場に立脚すれば、私は反対せざるを得ないということを明らかにしちょきたいというふうに思います。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 次に、賛成討論はありませんか。 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第14号周防大島町農業集落排水処理施設設置及び管理条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21．議案第15号

議長（新山 玄雄君） 日程第 2 1、議案第 1 5 号周防大島町漁業集落排水処理施設設置及び管理条例の一部改正についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木副町長。

副町長（椎木 巧君） 議案第 1 5 号周防大島町漁業集落排水処理施設設置及び管理条例の一部改正につきまして、補足説明を申し上げます。

前段は公共下水道条例と全く同じでございます。

第 2 9 条は、使用料徴収の規定でございます。徴収日を公共下水道条例や、農業集落排水条例にあわせようとするものでございます。料金表につきましては、公共下水道条例と同様でございます。

第 3 0 条第 2 項第 1 号中の簡易水道事業給水条例第 3 0 条とありますことは、公共下水道条例の改正と同様の理由でございます。

また同条同項中の給水装置を 2 人以上で使用するときの認定については、条例間の表現を統一するものでございます。

次に、第 3 1 条は使用料算定の特例の規定で、公共下水道条例と同じで、あわせようするものでございます。

附則につきましては、施行期日の規定で、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行しようとするものでございます。

何とぞ慎重な御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願ひいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 議案第 1 5 号漁業集落排水事業について質問します。

先ほどから執行部の方は、いわゆるいろいろ言うております。ほで中本町長が説明、いわゆる答弁されました。

ほで、漁業集落排水を進めるに当たって、やっぱり独立採算ちゅうことを住民に言うたんじゃろうかどうじゃろうかということなんですよ。

例えば特別会計でやりますから、これは独立採算ですよ。ほいで、費用負担についても将来のことを含めて言われたのか。

ここの漁業集落排水を、例えば逆に言えば、独立採算でやればどんだけの金が、いわゆる赤字が出るんかちゅうのを、やっぱりその当時からある程度は推察しちよったんじゃないかというふうに思うんですよ、实际的に。

言うのが、そこで漁業集落排水事業をやるとしたら、かなり困難なちゅうことは明らかなんですよ。

ほで出された資料を見ても、かなりほじゃ独立採算で行ったら、例えばどんだけになるかちゅうが、非常にわかりにくい。あえてちょっと答弁を求めておきたいというふうに思いますが、実際的にはかなりの高額負担になると。仮に特別会計だからといって、いわゆる独立採算論を出したら、それは大変な状況になるんじゃないかというふうに思いますが、どのような認識をされておるのかちょっと聞いちょきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 村田環境生活部長。

環境生活部長（村田 章文君） ただいまの漁業集落排水について、きょうお配りしております参考資料と申しますか、もとに御質問されてるかと思いますが、この点については、当然、この数字の示すとおり、たしか現状としては非常に厳しい。3倍にして云々という状況にございますが、当然、先ほどから何回も申し上げますが、当然のことながら使用料ですべてを賄うという考えは、町としても一切持ち合わせておりません。

先ほどから、再度申し上げますように、環境対策、または住民の生活環境の向上、その2本の柱と、今の受益者負担、この3つの整合性と申しますか、接点をどこに見出すべきかということとこれから十分検討させていただきたいとします。

議長（新山 玄雄君） 中本町長。

町長（中本 富夫君） 私も漁業集落排水、先ほど申したように、9年の夏から10年にかけて供用開始をいたしました。

当初から独立採算をやるというようなことは考えておりませんが、いずれはしかし、こうした事業は独立採算が原則であるというふうに思っております。

今でも思っておりますが、このたびの値上げにつきましては、いろいろと問題があるかもわかりませんが、しかし側面的な面もひとつ多めに考えていただきたいと思います。

恐らく水洗になったら、皆さん、喜んでくれるだろうと思っております。

今、日良居側の公共下水道、先ほど申したが、7年から起工いたしまして、恐らく役場の近辺を一番先に供用開始をいたしました。

ちょうどあっこの中に、船着場がございますが、供用開始をして、本当見る間にあっこの底が見えるようになりました、湾の中の。そして排水溝のところに魚がものすごう群がっている。今でも群がっていると思いますが、それほど大変こう海がきれいになったと思います。

私も中学校のころは、あの中で水泳の練習等々をしましたが、その後は泳げる条件ではございませんでした。

しかしながら、今なら底が透いて見えますので、泳いでもいいなというような環境の変化になっております。

こうしたことが、やはり皆さん方、賃上げをやって大変困るなという面もあろうかと思っております。

が、瀬戸内海の浄化等々に大変なお力添えをいただいておりますということまで考えていただきたいと思えます。

大きな観点になって、大きな腹で、ひとつこれを、島全体に私も普及させていきたいというふうに思っています。

浮島につきましても、これにEM菌というのを当時混ぜておりました。ここに議員さんもおられますけれども、あそこの裏側の方でトリ貝がとれるようになったというようなことも聞き及びます。

そうしたことで、恐らく浮島につきましても、環境浄化をされておるといふふうに思っております。

大変、一本釣り等々で、浮島は賑わっておりますが、そうした面も多々あるのではないかなというふうに私は思っておりますので、ただ賃上げ、賃上げということで思われるよりも、そうした大きな腹になっていただきまして、瀬戸内海の浄化もむしろがやっちょるんじやというようなことでお含みをいただいて、度量の大きいことを示していただきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 度量の広さだけで計れん問題があるというのも事実なんです。

ほいで、私はその事業推進において、環境を少なくとも整える役割をしたということを否定するもんじやないわけなんですよ。

実際的には、その地域の海の汚染を防ぐ役割になっていったというのは、私も実態として知っております。ただし、ここで大幅引き上げは大変困るんだという立場なんです。

それは先ほどから言ってるように、いわゆるすべてが町民におそいかかってきちょる現状があるんですよ。周防大島町の町民に。それをどうとらえるかということなんですよ。

それでさっきちょっと聞き捨てならないのが、私は今でも独立採算だと思っていると公言されました、答弁されましたが、私は今のいわゆるこの会計を、独立採算論を出したらとてもじゃないが、特別会計がもたないんだというのも事実なんですよ。

いわゆる漁村集落排水を、いわゆる特別会計はだから、いわゆる独立採算なんだという言い方をしたら、会計そのものがパンクするし、町民の負担はたまったもんじやない。

そこがあるんだという認識をきちっと町長自身が持たんと、今から先、私は大変な状況が発生するというふうに思うんですよ。

やっぱりそこんところは、広い度量とか、深い度量の範囲を超えちょるというのが、質疑の視点なんですよ。

じゃけ大変な状況なんだということを認識を再度持っていただきたいと。引き上げは大変だし、この引き上げは、例えば決まってから、これを途中、中間点、例えば15%に抑えるとかいうの

は、条例が決まったらそういうようなことは不可能になるわけですよ。

やっぱりこの条例が仮に通ったら、多数決で通ったら、それが料金設定、来年4月からにはね返るといことなんですよ。

ですからよう考えなさいよということで、私が質疑をしようということ。討論省略させてもらおうと思いますので、以上の点を明らかにしたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） じゃ答弁いいですね。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第15号周防大島町漁業集落排水処理施設設置及び管理条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第22、議案第16号

議長（新山 玄雄君） 日程第22、議案第16号周防大島町星野哲郎記念館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木副町長。

副町長（椎木 巧君） 議案第16号周防大島町星野哲郎記念館の設置及び管理に関する条例の一部改正につきまして、補足説明を申し上げます。

本町におきましては、町観光流入人口の今後より一層の拡大を図ることが喫緊の課題となっており、ところでありますが、そこで、将来的な見地から、この可能性をさらに拡大するため、修学旅行生の誘致のほか、町内外他施設の事例にあるような旅客あっせん業者とのあっせん契約等によりまして、施設利用者の積極的な開発に努めることが、観光行政を進める上で、最も重要な観光施策の一つとなるであろうと考えております。

このことから、本町を代表する新たな観光交流文化施設であります星野哲郎記念館の利用促進により一層の拍車をかけ、町内周遊機会の拡大を図るとともに、ひいては、さらなる町の観光振興に資するため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正案の詳細について申し上げますと、星野哲郎記念館の保管展示施設の入館使用料につきまして、新たに町長は、記念館の利用促進を図るため、特に必要があると認めるときは、その使用料を現行の当該各使用料の額の範囲内で、別に定めることができることとし、さらにその使用料の納付につきましても、現行ではあらかじめ納めることと規定をいたしておりますが、新たにこの場合においては、使用料の後納を町長が認めることができるというふうに改正しようとするものでございます。

ここで、参考までに星野哲郎記念館の入館状況等を報告させていただきますと、去る7月26日のオープン以来、記念館の入館者は、11月末現在で4万7,054人を数えております。既に当初見込みの年間2万6,000人を大きく上回り、順調な入り込み数が続いております。特に今年度は、年度途中のオープンということで、当初予算には、入館料として786万2,000円、約1万7,300人程度を見込んでいたところでありますが、その数字は9月初旬に到達をいたしました。

月別に見ますと、7月が3,031人、8月が1万3,404人、9月が9,890人、10月が1万11人、そして11月が1万719人となっております。

今までの一番多い日は、8月15日の1,153人、1日平均は9月の最小月でも380人あります。

記念館にあるグッズ販売につきましても、17社を選定しておりますが、売れ行きは好調で、当初8万6,000円の手数料収入の見込みに対しまして、11月末現在で、134万5,854円となっております。

以上が、開館以来の状況でございます。

以上で、議案と概要の報告を申し上げますが、何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。田村議員。

議員（9番 田村 三郎君） 今の補足説明である程度わかったんですけど、このただし書きを加えることによって、どのような具体的な内容になっているのか、その辺の説明を再度お願いしたいと思います。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） お答えいたします。現条例の一部改正によりまして、旅行者等と契約ができるということになります。

この契約の内容について、主なものを説明いたします。

まず目的でございますが、記念館利用者の積極的な開発に努め、施設の設置目的をより効率的

に達成するため、記念館の利用をあっせんする旅行業者等に対し、記念館の利用に係る特別団体割引観光券、観光クーポン券でございますが、この使用を承認するというものでございます。

入館使用料の額でございますが、条例に定める団体の料金をさらに1割引とするものでございます。

具体的に申しますと、小学校の児童及び中学校の生徒の団体、通常ですと1人200円でございますが、これを180円とするもの。今申しました以外のもの、就学前の児童を除きますけれども、通常ですと1人400円でございますが、これが360円とするものでございます。

それと入館使用料の納付でございますが、毎月末までに前月分の入館使用料の総額を町に納付するというところでございます。

以上が条例改正、一部改正によりまして、契約を結ぶことによる内容でございます。

議長（新山 玄雄君） いいですか。ほかに質疑はありませんか。浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） こうして条例改正をして、利用促進を図っていただくことは非常にいいことだと思いますが、実はちょっと気になることが一つありまして御質問しますが、あそこに案内板がありますけども、案内板の中に、星野先生の卒業ということで、周防大島高校というふうに案内板に表示をされておりますが、星野先生は周防大島高校の出身ではありません。

それでやはりきちんとしたやっぱり当時の安下庄中学校だと思いますが、そのようにやっぱりきちんとした正規の案内板にするようにすべきだと思いますが、その辺のちょっと答弁お願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） お答えいたします。案内板等の表示というのは、学校等の表示等でございますが、これは、せっかく星野先生のゆかりの案内をするのであれば、学校等も表示をしたらどうかということで、東京の事務所の方とも協議をいたしました。

現在、周防大島高校が誕生しておりますので、安下庄高校ではございますが、久賀高校、先生のゆかりの商船高校等というんじゃなくて、周防大島高校で、もう統一して表示しようというふうに協議でなったものでございます。

議長（新山 玄雄君） 浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） それは現在と、やっぱり先生はそこじゃないわけでしょう。名前違うわけですから、当時は当時。やはりそれをしたけて別に、うそをついてるわけでない、それが正しいわけじゃないですか、そういう表示の方が。

だって、小学校はもうなくなったけども、開導小学校、何かその名前書いてあるでしょう、当時の小学校が。

だったらやはり安下庄高校なら、安下庄高校ってやっぱり書くべきじゃないですか。表示をす

るべきです。やっぱりそれが正しい。

それ、今から利用促進して、どんどん皆さん、お客さんが来て、あれは周防大島高校の出身か、いやそうじゃないじゃろってそうなるわけでしょう。

やはりそれは早目にやりかえるべきだと。あれを変えるくらいそんなに手間はかからんと思います。いかがでしょう。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） いろいろ御意見はあろうと存じますが、この問題につきましては、いろいろ哲の会星野事務所を含めて、議論はさせていただきました。そこで決定をしたということで、御理解をいただきたいと思います。

議長（新山 玄雄君） 浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） ということはもう変えられないということですか。

じゃ変えても別に、今から問題になるってということないでしょう。

当然の卒業の高校を出すわけですから、問題はないでしょう。哲の会が文句言いますか。僕ちよっと聞いてみましようか。哲の会に。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） 議員さん、仰せのとおり、星野先生は安下庄高校の卒業でございます。

ただ哲の会と、東京事務所、先ほど申しましたように、いろいろ協議をした結果でございますので、その辺は私どもも意見は出しました。

そこで決定したことでございますので、今、変えるというのは難しいと思っております。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 私自身はああいう建物は、町が建てるべきではないという立場を持っております。

実際的に、あの将来負担は大変だという負担を持っております。

しかし、実際的にはその建った後、少しでも集客がなければ、今以上に負担が大きくなるというのも客観的事実です。

そういう中で、若干質疑をしちよきたいというふうに思いますが、例えばさっき旅行者に対するクーポン券の発売等ができるようにするという補足説明でありました。

その中で、今度は逆の部分も発生するんじゃないかと。いわゆるそういう旅行者に対するそういう手続を開始すれば、いわゆる支払い、いわゆるマーゲンの比率も伴ってくるんじゃないかというふうに思うわけです。

例えば、旅行業資格者がいわゆるそこを利用する場合に、一定のマーゲンの支払いも発生しよ



ると。1割かそういうあれがあるというふうに思うんです、旅行業法の中に。

そういうときに、やっぱりそれも実際的には、使用料の中から逆に今度は使用料、いわゆるそのときに、団体客が誘致してきたときの使用料のいわゆる1割は、1割か、それは出すようになるというふうには思うんですが、ただ単純に、早う言うたら、そういうクーポンだけ、2割特典があるだけじゃなしに、そういうところも発生するというのもやっぱり触れちょかんにゃいけんと思います、ちょっと認識について。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） 先ほど説明をいたしましたけど、ちょっと説明不足の感があると思いますので、もう一度説明いたします。

このクーポン契約を結ぶことによりまして、団体20名以上、これ、現在、大人ですと400円になっております。

これ、1割を旅行業者のあっせん料といたしまして360円として、後ほど後納してもらうというものでございますので、もう差し引いたものが後納になります。

この1割というのは、あっせん料の中の以内でございますので、旅行業者がこれを旅行者に、例えばバックというのでそれを還元することもできます。最大で1割ということでございます。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） ですから、実際的には入ってくる額は2割を引いた額が入ってくる、（発言する者あり）1割、1割引いた額入ってくるということで、その1割については、いわゆる1割というふうな、1割と1割部分ですが、一方については、旅行業者がいわゆる旅行会社に対して、勝手に使うがいいんだという判断だということなん、いうことで。（「1割じゃないよ」と呼ぶ者あり）

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） ただいま申しました差し引いたものが1割を、あっせん料を差し引いたものを後納するというところでございます。

1割の中のあっせん料を1割にするのか、その半分にするのかっていうのは、旅行業者の判断でございます。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第16号周防大島町星野哲郎記念館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第23・議案第17号

議長（新山 玄雄君） 日程第23、議案第17号分収造林契約の変更についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木副町長。

副町長（椎木 巧君） 議案第17号分収造林契約の変更につきまして、補足説明を申し上げます。

本案は周防大島町と財団法人山口農林公社との間で、50年を契約期間とする分収造林契約に基づきまして、大島地区に19.55ヘクタールの地上権の設定登記を行っております。

農林公社では、長期にわたり健全な森林を維持し、市場性のある優良大経済生産のため、より長期的施業への移行を進めており、その取り組みの一環として、現在の契約期間の50年を、80年に変更し、実測となっている契約面積については、契約後に地積調査が実施されていますので、地積等の面積での変更契約をすることとして、周防大島町林野条例第8条第3項に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

何とぞ慎重に御審議いただき、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第17号分収造林契約の変更について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第24・議案第18号

議長（新山 玄雄君） 日程第24、議案第18号公有水面埋め立ての免許についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木副町長。

副町長（椎木 巧君） 議案第18号公有水面埋め立ての免許について、補足説明を申し上げます。

本案は港整備交付金事業で、整備を進めております新浜漁港の施設用地造成にかかる公有水面埋め立ての免許について、埋め立て免許願書の事前審査、本申請、縦覧を経て、このたび山口県知事より町長の意見を求める諮問がありましたので、公有水面埋め立て法第3条第4項の規定によりまして、異議ない旨の答申をすることについて、議会の御議決を賜りたいと求めるものでございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 今回、埋め立てをしようとするそれぞれの面積が提示されちよるわけなんですけど、大体、基本的には、埋め立て完了年度については、どういうふうな見通しを持ちちよるのか聞いときたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） お答えいたします。埋め立て完了年度の予定でございますが、計画では21年度となっております。

ただ、事業のその他の事業等の絡みで、20年度で完成することもあり得るということで答弁させていただきます。

以上です。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第18号公有水面埋め立ての免許について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第25、議案第19号

議長（新山 玄雄君） 日程第25、議案第19号周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設等の指定管理者の指定についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木副町長。

副町長（椎木 巧君） 議案第19号周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設等の指定管理者の指定議案につきまして、補足説明を申し上げます。

公の施設の指定管理者の選定に際しましては、周防大島町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第5条第1項により選定委員会を設置することとされており、また周防大島町公の施設の指定管理者選定委員会の組織及び運営に関する要綱第3条第1項において、選定委員会は委員5人以内をもって組織するとされておるところでございます。

そのため、選定の透明性、公正性を図る観点から、選定委員はすべて民間の有識者とし、選定委員会では、大学教授、司法書士 書類審査の専門家でございます。中小企業診断士 財務の専門家でございます。健康衛生等の専門家5名で組織していただき、9月26日に第1回の選定委員会を開催し、計3回の選定委員会を経て、参考資料として添付しております報告書のとおり、優先交渉権者の選定をいただいたところであります。

その結果を受け、選定委員会で優先交渉権者に選定された瀬戸内海リゾート株式会社を周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設等の指定管理者に選定しようとするものであります。

指定期間は、平成20年4月1日から平成23年3月31日までの3年間といたしております。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 一つは、竜崎温泉でもちょっと言ってきたことなんです、例えば久賀にある生涯学習村といいますか、そういうところとは施設の種類が違うわけ、性格が。

それで実際的にやっていくとき、どうしても、例えば、今まで以上に、利潤を上げないと、いわゆる指定管理の中での仕事はできないという格好になると、例えば、結局は職員を十分に雇わないのも会社側の判断、パートであろうが何であろうが、利益を上げるためなら、そういう格好につながっていく可能性があるんじゃないか。

今回、事前に配られた19号参考資料を見てみますと、実際的には今でも職員数が不足でしとるんじゃないかと、そういう指摘が委員の中から出されております。

この辺について、やっぱり私は安定的運営といえ、逆にかなり混乱が出てくるんじゃないん

かということが危惧されます。

例えば、これは安全衛生面という指摘をしとりますが、その辺についての実際的な部分はどういうふうに見ちよるのか。またその辺のどこ含めて、実際的に経過についてちょっと補足説明をお願いしたいというふうに思います。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） お答えいたします。補足説明で一部、説明いたしましたが、募集要項の中に、指定管理料の基準額は3年で4,950万円で、町の方が示しました。

それに対して、応募者のながうらリゾート株式会社でございますが、3年間で4,620万円というふうに提示をしてきております。

したがって、この応募者につきましては、十分これで経営努力等をして、改善していけるというふうに判断をしているものと理解をしております。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 実際的に、私が言いよるのは、例えば、指定管理料に基づくそれの中で一定の私は利益を、今度は利益を上げていこうとするならば、逆にパート化、いわゆる臨時職員といいますか、パート化が進んだり、実際的にはそうならざるを得んことになっていくんじゃないんかという危惧はしよるわけなんですよ。

今、実際的に、今度契約しようとする、指定管理として契約しようとする会社の状況を改めて、現状を、実際的に例えば、職員数、今現在、今度契約した段階で、契約しようする段階で、いわゆる常勤職員何人、非常勤何人、いわゆるパートさん何人という格好の中で、当然、この中に触れられておりませんが、つかんじょだと思います。

その辺を報告してもらいながら、本当に将来安定的な指定管理の中でできるかどうかちゅうんも、ただ単に、例えば3年間で300万円ですか、ちゅうだけではちょっと非常に（発言する者あり）4,000 300万円の節約額、節約額が300万円じゃないかと思いますが、実際的にはどうなのかということも、ちょっと危惧する部分なので、答弁を求めておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） お答えいたします。従業員数等につきましては、詳細に今、把握しておりませんが、この審査の、これ審査をかけておりますけれども、審査の講評というのが出ておりますので、これを、総評をお示しして回答とさせていただきます。

応募者は1団体であるが、750点満点中639点と、選考委員の高い点数を得ており、また平成18年度、19年度の非公募による指定管理者であり、周防大島町ながうらスポーツ滞

在型施設等の管理運営に関するノウハウを有する団体であることから、堅実な管理運営が期待できる。

ということでございます。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 最後になりますが、実際的に、竜崎温泉のときに私は言ったんですが、現状のいわゆる職員が、いわゆる職員といいますか、そのとき働いちよる人が働けんようになってくるんじゃないか。

いろんな諸条件の変更に伴って、働けんようになってくるんじゃないかちゅうことを、竜崎の議案のとき、私、言いました。

ほで今、実際どうかと言えば、多くの皆さん方が辞めておられるちゅう、もう実際的には、それは個々契約ですから、それは自由ではあるが、実際的にそれまで、町が委託契約して出発したものが、実際的には、いろんな条件が絡み合って、結局は、もと働いておった人が、働かんようになってくるちゅうんも客観的事実なんです。

これはまたきょうは、時間がないですが、やっぱり竜崎のこともやっぱりちょっと調べていただきたいというふうに思うんですよ。

ほいで、実際的には、それは一端、指定管理を契約したら、それは相手方の言い分のままなんですよ。

ですから、それは当然、どういう形態、いわゆる自分たちの利益のためなら、どういう賃金形態をとろうか、どうあろうか自由なんですよ。

ほじゃけ、それはそういうものがあるということさえも、実際的には明らかにしちよかんといけんし、例えば、竜崎のときのように、実際的に、これはあれが違いますから、後から支払わんにゃいけんお金も発生したとか、竜崎の場合は。

これはもう施設が違いますから、そういうことはないというふうに思うちよりますが、例えば、竜崎のときには後から払わんにゃいけんものが出てきたという事実も、実際的にはあったわけですから、実際。ほじゃが、今度は建物が違うわけですから、実際的にはないというふうに思いますが、そういうふうに単純に指定管理料がどういう設定になるかちゅうのは、今後の会社が、いわゆる会社が判断してくわけですから、その辺はやっぱり監視の目が、私は必要じゃないかというふうに思いますので、以上の点を私は明らかにしちよきたいというふうに思います。

いかにも指定管理でまかしちよったら、すべてがようなる思うたら大きな間違いじゃということも明らかにしちよきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 答弁いいですね。

ほかに質疑はありませんか。浜戸議員。

議員（６番 浜戸 信充君） 指定管理者をして、指定をされた会社が、仮に、これはまだほとんどの全国の自治体がまだ指定管理をされて、まだ年数がたってないんで、余り問題は起きてませんが、今後、当然予想される、もう既にあるところもあるというふうに聞いておりますが、例えば、労働にまつまる違法行為がその会社にあった場合です。

例えば労働にまつまる違法行為、それ、例えば賃金の不払いとか、超勤の不払いとか、当然安く引き受ければそういうしわ寄せはどこに来るかっていったら、労働者に来るっていうのは考えられるわけなんで、そうなった場合、その他の違法行為も含めますが、そうなった場合、指定者としての責任があるのかないのか。

その辺をちょっと答弁お願いします。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） お答えいたします。仮にということで、賃金の不払いがあった場合という御質問でございますが、指定者の町といたしましては、それは民間のことになりますので、今度は裁判等々になろうかと思えます。

直接の指導的な権限も町としてはございません。

議長（新山 玄雄君） 浜戸議員。

議員（６番 浜戸 信充君） ならこの会社については、ただ民間とはいえ、これは三セクの会社ですから、町が出資をしてる絡みがある会社です。まるっきり責任がない、関係がないという会社でないと思われませんが、それを含めてもう一つ聞きますが、この会社については当初よりかなりの赤字が出ております。

一時期は、資本金を上回る赤字があったと思われませんが、その後、これは金額は言わなくていいと思いますが、その赤字については、どのように推移をしたかお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） １９年度の指定管理のときに、指定管理であるけども、非公募ですよということで、瀬戸内海リゾート株式会社を指定しております。

このときに御説明、なぜ公募じゃなくて、非公募なのかという御説明をいたしましたけれども、民間都市開発公社の方に返済金ございました。

これにつきましては、すべて返済済みでございます。だから現在のところ、公的な返済金というのではないというふうに御理解いただいたらと思います。

議長（新山 玄雄君） 浜戸議員。

議員（６番 浜戸 信充君） いや今の部長さんの説明は、それはいわゆるＮＴＴ資金のやつですよ。あそこを土砂崩れを直すのに借りた、それでしょう。（発言する者あり）ＮＴＴ資金よね、いわゆるね。

そうじゃなしに、それ以前に、会社設立当時からずっと、最初特に最初10年間というのはかなりの累積赤字があったはずですよ、これ。間違いないと思います。

じゃ多分それを隠すんだったらそれはいいですけども、それがここで一気になくなったととても思えません。

これについては、株主でもあるわけですから、周防大島町は。だから当然株主総会出とるわけですから、ただそれは議会に報告義務がないから言えないっていえばそれ以上伺いませんが、それが減とるのかどうか。もし仮に減とるんであればそれはうれしいことですから、その辺だけの答弁を。

金額については問いませんけども、そこを今聞いとるわけなんで、もう一度答弁をお願いします。

議長（新山 玄雄君） 椎木副町長。

副町長（椎木 巧君） この瀬戸内海リゾート株式会社につきましては、町も当然出資者でございます、株主でございます。

そういうことでございますから、株主総会にも出席をいたしまして、当然、議決権の一部を保持してるわけでございます。

先ほどからお話がありましたように、ここの債務の状況はどうなっているのかということでございますが、今、部長が申し上げましたように、例えば民間都市開発推進機構とか、または何々銀行さんというようなこの債務はほぼ片がついたというふうに思っております。

しかしながら、まだどういいますか、ごくごく民間的な、融資を受けてるっていう部分は当然残っておりますし、また企業として、当然資本金があるわけでございますが、ここ1億数千万円の資本金であります、当然資本金が手元がないということは、資本金も既に相当の突っ込みをやってるということでございます。

ただ、それだからすべてそれが赤字だというわけではなくて、当然その会社でございますから、累積債務は当然あります。ありますが、それで今、既に破綻状態にあるかといわれると、そんなことはないわけございまして、日々の経営については全くいまのところは問題ないというふうに思っております。

そういうことでございますから、特に、例えば経営状況に非常に不安があるということになれば、指定管理者として不適切であるというふうな烙印を押されるのではないかと思います、当然、今回5名の専門家の方々に入っていた選定委員会でも、十分高いランクで、何ですか、優先交渉権者として指定されるべきだというふうに答申をいただいておりますので、それは特に大きな心配をしていないということでございます。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。荒川議員。



議員（５番 荒川 政義君） 宿泊と温泉と、それから今の売店、飲食、この部分といわゆるサッカーグラウンド、この部分を分けて指定管理するというふうなことは協議あったんですね。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） お答えいたします。指定管理ということで、資料作成の折に、スポーツ施設部門と宿泊温泉入浴部門、これを分けるという検討もいたしました。ただ、ながうら施設のそのものが、スポーツ施設とそのほかの施設、一体としての効果があるということで設立したものでございますので、多分にスポーツ部門、これは公的な要素が強いところでございまして、利益が生まれるようなものではございませんけれども、それは一体として指定管理に出すということで決定した次第でございます。

議長（新山 玄雄君） 荒川議員。

議員（５番 荒川 政義君） 今のグラウンド部分についての今年の年間の経費を、大体どんぐらいくらい見て指定管理をしてるんですか。それだけ。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） 済みません。詳細につきましては、後日また提出、報告をさせていただきます。

議長（新山 玄雄君） 荒川議員。

議員（５番 荒川 政義君） 私がちょっと把握しとるのは、赤字部分のほとんどが今言うスポーツ施設やないかと。それから今のこっち、ふるとか宿泊施設についちゃ、黒字が出てるんじゃないかなというふうにはちょっと思いよるじゃけど、まあそこら辺じゃろうね。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） 大まかな概要につきましては、今、荒川議員さん、仰せのとおりでございます。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第１９号周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設等の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 2 6 . 議案第 2 0 号

日程第 2 7 . 議案第 2 1 号

日程第 2 8 . 議案第 2 2 号

日程第 2 9 . 議案第 2 3 号

日程第 3 0 . 議案第 2 4 号

議長（新山 玄雄君） 日程第 2 6、議案第 2 0 号美祢市、美東町及び秋芳町の廃置分合に伴う山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてから、日程第 3 0、議案第 2 4 号山口県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少等についてまでの 5 議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木副町長。

副町長（椎木 巧君） 議案第 2 0 号から 2 4 号までにつきましては、関連しておりますので、一括して補足説明を申し上げます。

議案第 2 0 号は美祢市、美東町及び秋芳町の廃置分合に伴う山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてでございます。

本案は、平成 2 0 年 3 月 2 1 日に、美祢市、美東町及び秋芳町の合併に伴いまして、美祢市、美東町、秋芳町、共立美東国民健康保険病院組合、美祢地区衛生組合、美祢郡環境衛生組合及び美祢地区消防組合が、山口県市町総合事務組合から脱退し、同日新たな美祢市が同組合へ加入するため、同組合理約を変更しようとするものでございます。

次に、議案第 2 1 号は、山口県市町総合事務組合の財産処分についてでございます。

本案は、美東町、秋芳町、共立美東国民健康保険病院組合及び美祢郡環境衛生組合が、山口県市町総合事務組合理約第 3 条第 2 号に規定する事務から脱退することに伴う財産処分を、地方自治法第 2 8 9 条の規定によりまして、関係地方公共団体と協議の上、定めることについて、議会の議決をお願いするものであります。

次に、議案第 2 2 号は山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更についてでございます。

本案は、美祢市、萩市、協定組合が平成 1 9 年 3 月 2 1 日から、山口県市町総合事務組合に加入するため、同組合理約の一部を変更しようとするものであります。

次に、議案第 2 3 号は、山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてでございます。

本案は、熊南地域休日診療所施設組合が、平成 2 0 年 3 月 3 1 日限りで解散することに伴いま

して、山口県市町総合事務組合から脱退することに係る規約を変更しようとするものであります。

また消防団に係る事務のうち、根拠法律の異なる災害補償、退職報償金及び賞じゅつ金の事務を行う団体を明確に分け、非常勤職員に係る事務のうち、根拠法律の異なる議会議員、その他非常勤の職員にかかる公務災害に対する補償事務と、公立学校医等の公務災害に対する補償事務を行う団体を明確に分けるために、同組合規約の変更について、議会の議決をお願いするものであります。

次に、議案第24号は、山口県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少についてでございます。

本案は、平成20年3月21日に、美祢市、美東町及び秋芳町の廃置分合に伴い、山口県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数が減少するため、市町村の合併の特例等に関する法律第13条第2項で準用する地方自治法第291条の11の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

議案第20号美祢市、美東町及び秋芳町の廃置分合に伴う山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第21号山口県市町総合事務組合の財産処分について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第22号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第23号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第24号山口県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少等について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論・採決に入ります。

議案第20号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

議案第20号美祢市、美東町及び秋芳町の廃置分合に伴う山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

議案第21号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

議案第21号山口県市町総合事務組合の財産処分について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

議案第22号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

議案第22号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

議案第23号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

議案第23号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更につ

いて、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

議案第24号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

議案第24号山口県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少等について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第31・議案第25号

議長（新山 玄雄君） 日程第31、議案第25号訴訟の提起についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木副町長。

副町長（椎木 巧君） 議案第25号訴訟の提起につきまして、補足説明を申し上げます。

このたびの訴訟の提起につきましては、6月定例会におきまして御議決をいただきました訴訟案件の作業を、委任先であります法律事務所と協議をする中において、2157の5番地については、地籍調査により、2157の1番地に合筆予定であったため、2157の1に含まれるものと解し、契約そのものが既に存在していなかったんでございますが、そういうことでは、さきの6月の訴訟提起のときの議決には含まれておりませんでした。

要するにその地籍調査は行ったんでございますが、地籍調査カードの中に5番地は、2157の5の番地につきましては、1に合筆するというふうに記載されておるんですが、実はそれが記載されておった調査カードがあるだけでございまして、結果的には、その付近を含めてすべてが筆界未定という形になって、地籍調査が確定しておりません。

だからこの2157の5番地については、要するに現地は確認不能ではございますが、台帳上は存在をしているということでございまして、今のこの町営住宅の団地の中のどこかに存在しておるんですが、地籍調査のときも、それが未確認、確認不能であったという状況でございます。

ただその確認不能であってそのまま地籍調査が確定しておれば、当然1の方に合筆されておったという状況でございますが、ここが確定しなかった、要するに、筆界未定のままでおいてあるということでございますから、それは確認されていない部分については、旧台帳の、土地台帳のま

まで残っておるということでございまして、この2157の5についても、時効取得による方法しか、取得方法はないんでございまして、この時効取得の方法によって、訴訟を提起しようということございまして。

この2157の5番地につきましての名義は、西村兵吉氏、要するに西村吉治氏の、要するに6月議会で、議決をいただきました訴訟の相手方ですが、その祖父となっております。

その相続権利者が9名となります。したがって、さきに御議決をいただいております西村吉治氏を除く8名の方について、訴訟の提起を使用するものでございまして、この8名から時効取得による所有権の移転を訴訟で取得したいというふうなことで、今回の訴訟の提起という議決をお願いするものでございまして。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） ちょっとわかりにくいわけなんです、実際として。

今回、いわゆる所有権者が一気にふえて、訴訟の対象者がふえたということなんですかどうなんでしょうか。というのが、（発言する者あり）ああ、地番もふえたということですか。

じゃそれぞれがちょっと非常にわかりにくい、ちょっと補足お願いしたいと思います。よろしく。

議長（新山 玄雄君） 村田環境生活部長。

環境生活部長（村田 章文君） 今回の議案でございまして、6月定例会で御議決いただきましたのは、相手方が西村吉治氏でございまして、2157の1番地と、2157の5にかかわる西村吉治氏の持ち分についての御議決が6月定例会でいただいたわけなんです。

しかしながら、先ほど副町長、この契約そのものが存在しないということございまして、時効取得による方法しか、幾ら考えても方法がないということ、結論に達したわけでございます。

時効取得というのは、持ち分だけの時効取得というのは、これは法的に不可能である。全体としての時効取得、土地について、ということで、今回、2157の5番地については、先ほど副町長説明いたしましたように、地籍調査のときには、全く現地確認不能ということであったわけでございますが、法律上は残っておるわけでございますので、これもあわせて取得しない限り、現在の筆界未定というものの解消にはつながらないということで、このたびそのため池と申しますか、2157の5番地の9名のうち、西村吉治氏については、6月定例会で御議決をいただいておりますので、残りの8名について、このたび議決をいただきまして、6月議決をいただいた議案と、今回上程しておりますこの議案、あわせて1件として、委任先である法律事務所の方をお願いしたいということでございまして。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） わからん。

実際的には、そういう格好で、訴訟対象人がふえたということは客観的にはわかります。

それで訴訟費用の点についてですが、これは今までいわゆる言われた、金額的には言われたと思うんですが、それ以内での対象ということでとらえておいていいのかなのか、あわせて確認しておきたいと思います。

議長（新山 玄雄君） 村田環境生活部長。

環境生活部長（村田 章文君） 費用面においては、当初、議会で説明さしていただきました全体で100万円ということでのことについては変更ございません。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第25号訴訟の提起について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

### 日程第32．議案第26号

議長（新山 玄雄君） 日程第32、議案第26号平成19年度和田（小泊）漁港海岸保全施設整備工事第2工区の請負変更契約の締結についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木副町長。

副町長（椎木 巧君） 議案第26号平成19年度和田、小泊でございますが、漁港海岸保全施設整備工事第2工区の請負変更契約の締結につきまして、補足説明を申し上げます。

本案は、平成19年10月29日に、大海建設工業株式会社と請負契約を締結をいたしました。

平成19年度和田（小泊）漁港海岸保全施設整備工事第2工区の請負代金を増額する請負変更契約の締結について、議会の議決をお願いするものでございます。

理由といたしましては、本工事は離岸堤延長41.8メートルを設置する内容となっておりますが、暫定断面で受ける暴風時の波浪等による被災を防ぐため、入札剰余金が出ておりますので、これを充てて延長12.1メートルを追加施工し、完成を目指すもので、この変更に伴いまして、

請負代金を増額することが必要となりましたので、現契約4,284万1,050円を、1,233万6,450円増額した5,517万7,500円の請負変更契約を締結しようとするものでございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。質疑なしと認め 田村議員。

議員（9番 田村 三郎君） 済みません、手が上がってなかったみたいで。

この契約会社は、本年の9月末に、労災の死亡事故を起こしています。それでこの随意契約が可能かどうか。指名停止を受けているっていうふう聞いてるんですけど。

可能かどうかその辺ちょっとお尋ねします。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） お答えいたします。指名停止期間中の業者との変更請負契約、これ締結が可能かどうかということでございますが、まず、死亡事故事案の概要を説明いたします。

平成19年9月28日に、大島郡周防大島町地家室の木造2階建ての家屋の屋根改修工事現場において、大海建設工業株式会社が、工事関係者の死亡事故を起こし、平成19年11月8日、岩国労働基準監督署が、同社及同社代表取締役を労働安全衛生法違反容疑により、山口地方検察庁岩国支部に書類送検いたしました。

町といたしましては、県の指名停止措置等の処分内容を静観しておりました。

11月の29日に、山口県の土木建築部技術管理課より指名停止措置の通知がありました。1カ月の停止処分でございます。

これを受けて、町の方も指名停止をしております。平成19年12月の7日から平成20年1月の6日までということで、現在、指名停止中でございます。

議員、御質問がありました指名停止期間中の業者との変更請負契約の締結、これが可能かどうかということでございますが、これは可能でございます。

建設工事等、入札参加資格者に係る指名停止措置要領の10というのがございまして、これに地方自治法施行令第167条の2第1項第2号第5号及び第6号に該当する場合で、町長の承認があれば、指名停止期間中の有資格業者と随意契約を締結することができますとあります。

もう少し具体的に説明いたしますと、請負変更契約として、請負工事に追加できる工事を、これを仮に指名停止を理由に、請負変更契約締結業者を除いて指名入札に付すること、これにつきましては、諸経費調整による請負契約額の減額という道を閉ざすこととなります。金額的に発注者に不利になるようなことが明らかとなります。



また、建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領、先ほど申しましたこの要領及び中央工連指名停止モデルというがございますが、この逐条解説のいずれも指名停止期間中の業者と随意契約をしてはならないとしながらも、ただし書きに、競争入札に付することが不利と認められ、かつ、町長の承認を受けている場合は指名停止期間中の業者と随意契約を締結することができる」と記載しております。

これを受けて、町長が承認した本請負変更契約を結ぶものでございます。

議長（新山 玄雄君） 田村議員。

議員（9番 田村 三郎君） ややこしい説明です。わかりました。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第26号平成19年度和田（小泊）漁港海岸保全施設整備工事第2工区の請負変更契約の締結について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

### 日程第33．岩国基地関連対策特別委員会に付託中の「基地関連の調査・研究」の期限の延期の件について

議長（新山 玄雄君） 日程第33、岩国基地関連対策特別委員会に付託中の「基地関連の調査・研究」の期限の延期の件についてを上程し、これを議題とします。

岩国基地関連対策特別委員会に付託中の「基地関連の調査・研究」については、本年12月19日までの2年間の期限をつけましたが、同委員会から会議規則第46条第2項の規定によって、引き続き平成19年12月20日から平成20年11月13日まで期限を延期されたいとの要求がありました。

お諮りします。委員会の要求のとおり、期限を延期することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 異議なしと認めます。よって、「基地関連の調査・研究」について、委員会の要求のとおり、平成19年12月20日から平成20年11月13日まで期限を延期する

ことに決定しました。

先ほどの広田議員の質疑に対して吉田課長、答弁させます。

総務課長（吉田 芳春君） 議案第10号で、広田議員から級別職員数につきましてお答えいたします。

技能職につきましては、1級が5人、2級が4人であります。それと現業職であります、3級で13人、それから船舶職につきましては、2級が1人、3級が3人、医療職につきましては、1級で2人でございます。

・

議長（新山 玄雄君） 以上で、本日の日程は全部議了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。次の会議は12月21日、金曜日、午前9時30分から開きます。

午後3時57分散会